

令和2年(2020年)3月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和2年3月3日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年3月3日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし



## 平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

3月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

年明けから、全国各地で新型コロナウイルスの感染者が報告されております。本町におきましては、まだ事例はありませんが、感染拡大を防止するために、個人個人や町全体でいろいろな対策を講じる必要があると思っております。そのため、今期定例会においては、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用を許可することといたします。また、傍聴者においても同様のご協力をお願いいたします。

3月定例会は、本日から長期となりますが、健康管理には十分に留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日、予定どおりに新年度予算をご提案いただき、大変ご苦勞さまでございました。

今議会は、新年度予算、補正予算、条例制定など、多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会であります。議事運営に当たっては、議員、執行部の皆様方の格別のご協力をお願い申し上げまして、定例会開会の挨拶とさせていただきます。

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

## 脇俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず会期日程でございます。

令和2年3月紀北町議会定例会会期日程表

日程、第1日、3月3日、火曜日、9時30分、本会議、開会。町政の一般説明、議案上程、説明。

第2日、3月4日、水曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託。

第3日、3月5日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、3月6日、金曜日、休会。常任委員会予定日。

第5日、3月7日、土曜日、休会。休日。

第6日、3月8日、日曜日、休会。休日。

第7日、3月9日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、3月10日、火曜日、休会。常任委員会予備日。

第9日、3月11日、水曜日、休会。常任委員会予備日。

第10日、3月12日、木曜日、休会。常任委員会予備日。

第11日、3月13日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第12日、3月14日、土曜日、休会。休日。

第13日、3月15日、日曜日、休会。休日。

第14日、3月16日、月曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第15日、3月17日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第16日、3月18日、水曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、議事日程表でございます。

令和2年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火曜日）午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 町政の一般説明

第6 議案第5号 紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第7 議案第6号 紀北町船津出張所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例

第8 議案第7号 紀北町生涯学習施設条例

第9 議案第8号 紀北町公民館条例

- 第10 議案第9号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 紀北町クリーンセンター条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第13号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第14号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第15号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第16号 紀北町学校給食センター条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第17号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例
- 第19 議案第18号 紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例
- 第20 議案第19号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第21 議案第20号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 第22 議案第21号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定について
- 第23 議案第22号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第24 議案第23号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第24号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について
- 第26 議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について
- 第27 議案第26号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について
- 第28 議案第27号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
- 第29 議案第28号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第30 議案第29号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第30号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第31号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第33 議案第32号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算
- 第35 議案第34号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第36 議案第35号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

第37 議案第36号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

第38 議案第37号 令和2年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

**平野隆久議長**

これより日程に従い議事に入ります。

---

### 日程第1

**平野隆久議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 宮地 忍君

2番 田島明良君

のご両名をご指名いたします。

---

### 日程第2

**平野隆久議長**

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの16日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの16日間とすることに決

定いたしました。

---

### 日程第 3

#### 平野隆久議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 26 日に議会運営委員会が開催され、3 月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、議案第 5 号から第 37 号までの合計 33 件となっております。

次に、一般質問についてであります。2 月 14 日から 25 日までの提出期間内に 10 人の議員から通告が提出されました。日程については、16 日月曜日に 5 人、17 日火曜日に 5 人ということで、2 日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。三重紀北消防組合議会は、3 月 27 日、金曜日、午前 10 時から開催され、紀北広域連合議会は、同日午後 1 時 30 分から開催されます。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3 月 30 日、月曜日、午前 10 時から開催されます。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長初め、中井教育長、松永監査委員、そのほか関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 4

#### 平野隆久議長

次に、日程第 4 行政報告について、町長から申出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

なお、今定例会におきましては、私を初め、職員はマスク着用の上、出席とさせていただきます。発言時には外すというような対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

日本を含め、世界中で感染が拡大しております新型コロナウイルス感染症につきまして、紀北町における取組み等についてご報告を申し上げます。

先日、2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、ここ一、二週間が極めて重要な時期であるとし、前日に決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針による徹底した対策を講じることとしております。

紀北町におきましても、この方針にのっとり対策を進めてまいりますが、町民の皆様の罹患や町内経済への影響を大変心配しているところでございます。

なお、本町の新型コロナウイルス感染症への対策、取組みといたしましては、職員への注意喚起を対策本部会議の開催や庁舎内のグループウェアで国・県からの情報を随時掲載し、情報共有を徹底しております。

窓口業務を行っている職員におきましては、マスク着用の徹底、いこかバス等におきましては、車内の消毒、町主催のイベントにおきましては、3月21日まで中止または延期としているところでございます。

また、町内の小中学校、幼稚園におきましては、3月2日から3月15日まで臨時休校とし、卒業式におきましては、日程を変更し、児童生徒、保護者、教員のみで短時間で実施する予定でございます。

紀北健康センターにおきましても、3月2日から3月15日まで臨時休館といたします。また、各図書室におきましては、同期間中は図書の貸出し、返却業務のみのご利用となります。

古里温泉につきましては、先ほど申し上げましたが、3月4日より3月15日まで臨時休館



といたしたいと考えております。ご利用される皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

今後の情報におきましては、町民の皆様には正確で分かりやすい情報提供を町ホームページや防災ナビ等でお知らせし、適時更新を行ってまいりますので、町民の皆様におかれましては、冷静な対応をお願いいたします。

一人一人ができる対応といたしまして、せきエチケットや手洗いなどの実施、健康管理が大変重要とされておりますので、お互いに呼びかけながら予防対策を行っていただきますよう、併せてお願いを申し上げます。

続きまして、特定空き家の行政代執行についてでございます。

本年2月12日に空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、紀伊長島地区の特定空き家におきまして行政代執行を行い、空き家の解体工事を実施しているところでございます。解体終了後は、所有者に対して代執行費用を請求する予定でございます。

今後とも町民の皆様の安全・安心を第一に考え、空き家等の適切な管理について所有者等に啓発し、特定空き家対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、2件ご報告いたしまして、3月議会定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

**平野隆久議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

## 日程第5

**平野隆久議長**

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、令和2年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政経営に対する基本的

な考えを明らかにするとともに、令和2年度予算案について、その概要を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は紀北町長に就任以来、全ては住民目線で、全ては住民とともにの基本姿勢の下、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

今後の町政経営につきましても、現場を重視し、町の課題に真摯に向き合い、時代の変化や町民の要請に的確かつ柔軟に対応できる広い視野を持ち、紀北町第2次総合計画に掲げた将来像であるみんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～の実現に向け、前期基本計画の4つの重点プロジェクトを中心に、全力を挙げてまちづくりに取り組んでまいります。

特に、健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となるの下、町民の皆様が健康に意識を向けていただく施策をこれまで以上に積極的に、かつ効果的に推進し、生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、紀北町の新しい交通システムおでかけ応援サービス「えがお」の試験運行を実証し、本町に合った新交通システムの本格運行を目指し、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

今年は紀北町が誕生して15年を迎えます。私が町民の皆様のご支援を頂き、町長に就任して10年が経過いたしました。私は、孔子先生が人生で一番大切な言葉とおっしゃった「恕」を座右の銘としております。元京都大学総長の故平沢興氏は、恕について、思いやりがある人は、他人の立場に立つことができる人だ。他人の痛みや、苦しみ、喜びを自分のことのように感じるができる人。人生で一番大切な思いやりの心を育てたいと述べております。町長就任10年目を機に、初心に帰り、常に思いやりの心を持ち、行政のかじ取り役を務めさせていただきたいと考えております。

また、新しい令和の時代に合わせた変化を重ね、先進的に取り組む努力を怠ることなく、自覚と責任を持って町政の推進に取り組んでまいります。

今年は、阪神・淡路大震災から25年の節目の年です。平成の時代は、このほかにも東日本大震災や東海豪雨、紀伊半島大水害など、大規模な自然災害が頻発し災害の時代とも言われています。

紀北町においては、平成16年の台風第21号による豪雨災害が、平成の大水害として鮮明に記憶に残っているところでございます。

昨年は、九州北部豪雨や台風第15号、第19号の襲来などにより日本各地が甚大な被害を受けました。本町におきましては、人的被害はなかったものの、10月に襲来した台風第19号や1日に二度の記録的短時間大雨情報が発令された10月18日の豪雨により、床下浸水等の被害を受けました。

本町は、地理的、気象的に自然災害に対して極めて厳しい条件下にあり、これまで幾度も甚大な被害を受けております。これらを教訓として、地震、津波、台風、豪雨などの自然災害に対する防災力・減災力をさらに強化し、日頃の訓練や準備を怠ることなく、常に災害を意識し、町民の皆様と力を合わせ、安全で安心なまちづくりに向け、力を傾注してまいります。また、災害発生後の迅速な復旧・復興に向けた体制整備を図ってまいります。

昨年は、日本中に感動と希望をもたらし、記憶に残る大会となったラグビーワールドカップ2019日本大会が国内12都市で開催され、日本チームは一丸となって史上初のベスト8進出を果たしました。

昨年の新語・流行語大賞には、ラグビーワールドカップから日本代表の結束を表した言葉「ワンチーム」が年間大賞に選ばれ、ジャッカル、笑わない男、にわかファンなど5つの言葉がノミネートされるほど日本中が大いに盛り上がりました。日本中がワンチームになって選手たちを応援し、スポーツのすばらしさを感じられた大会であったのではないのでしょうか。

さて、今年は4年に一度のオリンピック・パラリンピック競技大会が東京を中心に開催されます。オリンピックのシンボルである聖火は、3月26日に福島県を出発し全国を回りますが、4月9日には、昨年世界遺産登録15周年を迎えた熊野古道の馬越峠道で聖火リレーが行われます。私も、1964年の大会から半世紀ぶりに開催されるオリンピック夏季大会の感動を心待ちにしている一人であります。日本全体で力を合わせ、最高のオリンピック・パラリンピック競技大会となることを願っております。

第76回国民体育大会 三重とこわか国体、第21回全国障害者スポーツ大会 三重とこわか大会まで1年6か月余りとなりました。三重とこわか国体では、正式競技のソフトボール少年女子、公開競技のグラウンド・ゴルフが、三重とこわか大会では、ソフトボールが本町で開催されます。町民総参加により、おもてなしの心を持って全国から訪れる方々を温かく迎え入れ、深い感動と大きな満足感を共有できる大会にしたいと考えております。

引き続き、三重とこわか国体・三重とこわか大会紀北町実行委員会を中心として、町民の皆様、スポーツ団体などの皆様のお力を得ながら準備を進め、大会運営に万全を期してまいります。

なお、今年はリハーサル大会として、5月に東海4県グラウンド・ゴルフ大会、8月には中日本総合女子ソフトボール選手権大会が開催されます。町民の皆様方のご協力をお願いいたします。これらのリハーサル大会、本大会を機に、これまで以上に町民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して町民の健康増進と体力向上を図り、人と人との交流や絆づくりを図ってまいります。

令和元年12月に閣議決定された令和2年度予算編成の基本的な考え方として、我が国の経済は、アベノミクスの推進により、長期にわたる回復を持続し、国内総生産は名目、実質ともに過去最大規模に達している。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

経済の先行きについては、穏やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組みをさらに加速し、併せて中米貿易摩擦などの海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要があるとしていました。

本年2月17日に内閣府が、令和元年10月から12月の国内総生産の速報値は、物価変動を除いた実質で前期比1.6%減、年換算で6.3%減と、5四半期ぶりにマイナスとなったと発表いたしました。昨年10月の消費税率引上げによる個人消費の低迷、大型台風や暖冬による消費の伸び悩みが大きく影響したと言われております。

一方、1月20日に開会された第201回国会における安倍晋三内閣総理大臣の施政方針演説では、復興五輪、地方創生、成長戦略、一億総活躍社会、外交・安全保障の項目ごとに政策を述べられました。

その中で、観光立国として、外国人観光客の多様なニーズに応える宿泊施設など世界に冠たる観光インフラを整え、2030年6,000万人目標の実現を目指す。農産物輸出として、おいしくて、安全な、日本の農林水産物の世界への挑戦を、力強く後押しする。地方創生として、関係人口を拡大することで、将来的に移住につなげ、転出入均衡目標の実現を目指す。規制改革として、第4次産業革命の大きな変化の中で、デジタル時代の規制改革を大胆に進める。イノベーションとして、5G、ポスト5G、さらにその先を見据えながら、大胆な税制措置と予算によりイノベーションを力強く後押しする。ソサエティ5.0の時代にあって、教育の在り方も変わらなければならない。本年から小学校でプログラミング教育を開始し、4年以内に全ての小学生、中学生に1人1台のIT端末をそろえる。全世代型社会保障として、75

歳までの就業機会の確保。年金受給開始の選択肢を75歳まで広げる。一億総活躍社会として、引き続き、女性活躍の旗を高く掲げ、女性の皆さんが働きやすい環境づくり、女性リーダーの拡大に向けた取組を一層進めるなどとしています。しかしながら、地方においては、いまだ厳しい経済状況が続いております。

このような国の方針や施策を十分に踏まえ、町を取り巻く情勢の変化を的確かつ柔軟に把握した中で、関連支援策等の導入を積極的に図りながら、安全・安心対策、町民の健康増進、産業の振興、子育て・教育の充実、社会基盤の整備などをより効果的にスピード感を持って進め、地域経済の活性化を図ってまいります。

平成29年度にスタートした紀北町第2次総合計画前期基本計画は、昨年度に中間年を迎えました。本町を取り巻く社会情勢の変化などに適切に対応し、本計画の実効性を確保するため、副町長を委員長とし、外部委員20名による評価・検証委員会を設置して、各施策の進捗状況や達成度などを検証していただきました。委員の皆様方から頂きましたご意見・ご提案を今後の事業推進に反映する取組を進めてまいります。

また、計画、実施、点検・評価、改善に向けた行動を繰り返しながら、常に気づきと改善の気持ちを持ち、住民の皆様の声に耳を傾け、住民の皆様と真摯に向き合い、時代の潮流に対応したタイミングとバランス感覚を重視し、紀北町第2次総合計画の将来像みんなが元気！紀北町を目指し、前期基本計画に掲げた4つの重点プロジェクトを中心として、積極的かつ計画的に主要施策の推進を図ってまいります。

平成21年11月から町長として行政のかじ取り役を任されて以来、合併特例事業債や過疎対策事業債などの有利な起債を有効に活用し、紀北中学校などの学校の改築、津波避難路・津波避難ステーション整備、三浦・矢口浦海岸保全整備、本庁舎の移転、始神テラス整備、紀伊長島・海山消防署の移転整備、紀北作業所・ゆめ向井工房整備、健康増進施設整備、長島多目的会館整備、クリーンセンターの大規模改修、防災行政無線のデジタル化、紀伊長島地区学校給食センター整備など、多くの事業を手がけてまいりました。

大事業と言われる大きなハード事業は一定の整備が整いつつあると考えており、令和2年度においては、海岸保全整備事業や防災行政無線のデジタル化事業などの継続事業を着実に進めるとともに、尾鷲総合病院の救急医療確保に対する特別支援、閉校となった学校施設等を有効に活用する事業や相賀橋架け替えに伴う町民センターの解体なども進めてまいります。

国は、令和2年度予算については、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより金融政策に成長指向の財政施策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。財政健全化

への着実な取組を進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組みや、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出し、課題や困難を克服するソサエティ5.0時代に向けた人材・技術などへの投資や技術革新を促進する。少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も障がいや難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業を初めとした地方創生、地球温暖化など持続可能な開発目標への対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組みを行う。次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組みなど、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、めり張りのきいた予算を目指し編成されました。

このような方針に基づき編成された令和2年度国の一般会計歳入歳出概算の規模は102兆6,580億円で、前年度当初比1.2%、1兆2,009億円の増となっております。

国の地方財政対策等につきましては、地方税収40兆9,366億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は16兆5,882億円で、前年度当初比2.5%、4,073億円の増となり、財源不足を補填するための臨時財政対策債発行額を前年より抑制し、3.6%減の3兆1,398億円としております。

なお、まち・ひと・しごと創生事業費のうち、人口減少等特別対策事業費において、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて段階的に取組みの必要度に応じた算定から、取組みの成果に応じた算定へ1,000億円をシフトしております。

このような情勢の中、編成いたしました本町の令和2年度一般会計予算につきましては、総額106億9,121万円、令和元年度当初予算と比較して5.9%、6億7,054万3,000円の減となりましたが、4年続けての100億円を超える大型予算となっております。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税が39億5,400万円で全体の37.0%を占め、次いで町債16億7,270万円、町税13億1,088万8,000円の順となっております。

歳出の主なものにつきましては、民生費が27億4,447万1,000円で全体の25.7%を占め、次いで消防費が14億9,841万7,000円、総務費13億9,714万円の順となっております。

大型事業につきましては、継続事業であります矢口漁港の海岸保全施設整備事業、防災行政無線デジタル化事業、橋梁・トンネル長寿命化修繕事業を新規事業とし、防災行政無線の戸別受信機の全戸配布、相賀橋架け替えに伴う町民センター解体事業や旧引本小学校改修事

業、海山図書室移転事業等を予算化しているほか、ソフト事業では、多くの皆様からの強い要望を受けて昨年度より実施しております新交通システム実証事業や、利便性の向上を図るため、町税及び国民健康保険料のコンビニエンスストア納付システム構築事業、紀北町高齢者保健福祉計画策定などを予算化しております。

町道整備など生活に密着した必要不可欠な事業に加え、人口減少・少子高齢化への対応事業、安全・安心な暮らしの確保事業、農林水産業など地場産業の活性化事業等、地域を元気にするための必要な施策を積極的に進める予算となっております。

財政調整基金などの繰り入れにより財源を確保するなど、厳しい財政状況ではありますが、国・県の補助金、交付金を初め、合併特例事業債、過疎対策事業債など有利な起債の活用を図るなど、財政の健全性の確保に努め、厳しい財政状況に対応してまいります。

特別会計では、国民健康保険事業会計が22億648万2,000円、介護サービス事業特別会計が1億7,716万4,000円、後期高齢者医療特別会計が6億610万5,000円、水道事業会計では、支出ベースで7億1,677万5,000円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は、143億9,773万6,000円となっております。

令和2年度における紀北町第2次総合計画・前期基本計画の4つの重点プロジェクトの取組みについてであります。まず、安全・安心のまちプロジェクトの取組につきましては、安全・安心をテーマに安心して暮らせるまちづくりを進めます。この地域で最も危惧されている南海トラフ地震が今後30年以内に70%から80%の高い確率で発生すると予想されております。引き続き地震・津波対策を重点的に進めるとともに、台風や豪雨などの自然災害の危機にも対応した日頃の訓練の実施や、被災時の復旧・復興時の対策に向けた体制整備を進めてまいります。

消火活動や救急・救助活動の拠点となる海山・紀伊長島両消防署が津波浸水域外に移転したことで、安全な場所から迅速な活動が行えることとなり、これまで以上に町民の皆様の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、矢口地区の海岸保全施設の整備や県営事業での原池の耐震改修、トンネル、橋梁の長寿命化を引き続き実施するとともに、防災行政無線のデジタル化と戸別受信機の全戸配布を進めていきます。

これらの対策に加え、消防団活動資器材の充実、自主防災会組織対策事業等のほか、全町民に対して防災教育や防災意識を高める啓発活動等を積極的に実施することで、地域における防災体制の強化充実を一層進めてまいります。

次に、健康増進・生涯現役のまちプロジェクトの取組みにつきましては、健康増進・生涯現役をテーマに生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを進めます。生活習慣病予防や健康寿命の延伸を図るためには、住民自ら自分の健康状態を自覚することが重要であります。みんなでいこか！総合健診、がん検診、特定健診などの各種保健事業の積極的な啓発や受診者の負担軽減と利便性の向上を図ることにより、各種検診の受診を積極的に促してまいります。

また、健康の保持や体力の維持を図るちょい減らし+10チャレンジやきほく活活体操、健康ウォーキングなど、健康づくり活動を住民・事業者とともに一体となって進めてまいります。さらに加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態となるフレイルの対策として、健康診査や健診、健康教育・相談などの保健事業の充実を図ってまいります。

また、健康増進施設紀北健康センターがオープンして3年目となります。健康増進に関する正しい知識の普及や情報の収集・整理・分析を図り、各種健康増進プログラムの充実やスポーツ活動への支援を行います。運動を生活の一部として習慣化することの重要性と関心や理解を深める事業などを展開し、生活習慣病予防や健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、にぎわい・交流のまちプロジェクトの取組みにつきましては、にぎわい・交流をテーマに、地域がにぎわい、人が交流するまちづくりを進めてまいります。

紀北町の伝統的基幹産業である農林水産業の生産基盤の安定を図るため、農業につきましては、農地の集積や基盤整備、高収益作物への転換、獣害対策などを推進し、意欲ある農業者を支援するなどの農業振興に努めてまいります。

林業については、日本農業遺産に認定された尾鷲ヒノキ林業の高い評価と、昨年12月にブランド力の向上に向け尾鷲ヒノキのマークが商標登録されたことを生かし、尾鷲ヒノキ材の新たな活用や販路拡大を図るほか、F S C森林認証の拡大などの取組みを推進し、林業の振興に努めてまいります。

水産業につきましては、漁業者の所得向上のための浜の活力再生プランに基づき、イセエビ増殖のための築いそ事業や、沿岸域の良好な環境を確保するための水産多面的機能発揮事業など、沿岸漁場の整備に努めるほか、三重外湾漁業協同組合と連携し、魚市場の衛生化や共同利用施設の整備を引き続き支援するなど、水産業の振興に努めてまいります。

熊野古道につきましては、世界遺産登録20周年に向けて、一層観光・交流活動の推進に努めるとともに、熊野古道の歴史・文化などの価値を再認識し、熊野古道の価値を次世代へ継承するためにウォーク等、各種イベントの開催を支援いたします。

また、きほく七夕物語やきほく燈籠祭、三重紀北 SEA TO SUMMITの開催、



各地域で催されている市やイベントなどへの支援を引き続き行うとともに、農林水産業と連携した体験型観光、スポーツ合宿、スポーツ大会の誘致を積極的に進め、スポーツ交流の充実を図り、他地域の方々との交流の拡大、メディア等を通じた町のPR、農林水産物の消費拡大等を進めてまいります。さらには、都市部などからの移住希望者に対しまして、空き家バンクや体験施設などの移住支援を充実するとともに、都市部におけるPR活動を充実し、移住の促進を図ってまいります。

次に、子育て・教育のまちプロジェクトの取組みにつきましては、子育て・教育をテーマに、子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを進めます。子供を安心して産み育てることができるよう、子育てに関わる経済的負担の軽減など、子育て世帯への支援を引き続き行うとともに、3か所で子育て支援センターを開設しているほか、子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制、子育て世帯への情報の提供、放課後児童対策、ひとり親家庭、障がい児を持つ家庭等への支援等を図り、子どもの健やかな発達を支援いたします。

さらには子ども医療費の助成、保護者から実費徴収する保育所の副食費を無料とし、0歳から2歳児の保護者が負担する保育料につきましては、国の基準より約4割程度低く設定し、子育て世帯の負担軽減を図っております。また、多子軽減も国の基準より充実させております。

幼稚園における保育料及び給食費の無料化、小学校入学対象者への学用品の支給、小中学校における第3子以降の給食費の無料化、放課後児童クラブ利用者支援の充実を図るなど、子育て世帯への経済的負担の軽減を引き続き進めてまいります。

また、変化の激しい社会を心豊かに、たくましく生き抜いていく基盤となる力を育成するとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な住民の育成を推進することを目的とした紀北町教育大綱の考え方に沿った事業を引き続き実施してまいります。特に、グローバル化への対応として英語教育の充実を図るため、引き続きALTを4人体制とし、英語教材の整備や教員の研修活動の充実を図るとともに、英語検定の受験に対する支援も引き続き行ってまいります。

さらには、幼稚園・小中学校の施設設備の充実を図るとともに、郷土学習、農林水産業と連携した体験学習の充実、両地域の学校給食センターより、地元食材を生かした給食の提供、スポーツや運動を通じた健全育成を図ってまいります。

地方創生につきましては、総合計画との連携をとりつつ、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である元気な地域づくり、住みたくなる地域づくり、産み育てたくなる

地域づくり、ずっと暮らせる地域づくりの実現に向け、地方創生関連交付金を積極的に活用するなどして取組みを進めてまいります。

それでは、令和2年度の主な施策の概要について、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の5つの基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標1つ目のずっと暮らせる安全・快適なまちについてであります。

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率は70%から80%であり、地震により5m以上の津波が到達する確率が26%以上と高い確率で到達すると想定されていることから、防災・減災対策はますます重要な施策となっており、引き続き重点的に進めてまいります。

東日本大震災以降、自助、共助、公助の連携の下、自主防災会からの緊急の要望を中心に、できるものから積極的に事業を実施してまいりました。今後も自主防災会や自治会からの要望につきましては、適宜適切に対応することとしており、引き続き津波避難路や避難誘導灯の整備などを進めていきます。また、共助の要となる自主防災会活動の一層の活性化を図るため、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、消防団の装備充実などを進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

本町の防災アドバイザーである三重大学の川口淳准教授を初めとする産学官連携による地域防災支援事業に取り組み、自主防災会等と連携の上、地域の特性を踏まえた避難行動や様々な被害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災講演会、研修会等の開催、児童生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育を推進し、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。また、引き続き食料などの備蓄品や停電時の電源確保のための発電機の整備を図ってまいります。

台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策でございますが、三重紀北消防組合や消防団との連携強化や、被害軽減のための早期避難対策、紀北町防災ナビや防災行政無線のデジタル化に対応した戸別受信機の全戸配布による情報伝達手段の充実、主要河川への監視カメラの設置等、雨水排水対策や水防対策などへの取組みを推進してまいります。

次に、海岸保全施設整備事業では、矢口浦漁港海岸について、農山漁村地域整備交付金の活用に加え、町単独事業を引き続き実施し、事業の早期完成に努めてまいります。

また、防災重点ため池につきましては、原池地区の県営ため池等整備事業に引き続き取り組み、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

次に、山地災害対策では、県と連携し、治山事業の円滑な実施を図るとともに、鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地については、引き続き土砂や流木の流出対策の検討を国・県・町の

3者協議により進めてまいります。

また、人家等への倒木による被害を予防するため、人家裏危険木伐採事業への補助や、流木による河川下流域、海域への被害の軽減を図るため、河川周辺の立枯木整備事業などを引き続き実施してまいります。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携の下、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。

土石流対策では、県砂防事業として赤羽・猪ノ谷の砂防工事が引き続き予定されるとともに、島勝浦・谷地東谷及び馬瀬・猿谷の工事着手が予定されております。また、砂防堰堤の埋塞土砂撤去が大野内、三戸及び片上地区で引き続き予定されています。

急傾斜地崩壊対策では、県事業として出垣内地区及び西町地区における法面对策工事が引き続き予定されています。

治水対策では、県河川事業として銚子川、赤羽川の堆積土砂の撤去と赤羽川・山居地区の堤防補強工事が引き続き予定されております。また、町河川事業として、大船川及び片上川の堆積土砂の撤去を実施してまいります。

港湾・海岸整備では、県事業として長島港では、江ノ浦大橋耐震補強工事及び中ノ島地区高潮対策工事が引き続き予定されています。また、引本港では、船津川、銚子川の河口閉塞対策として、河口堆積土砂撤去が、高浜海岸の浸食対策として、河口と銚子川の撤去土砂を活用した養浜工事が引き続き予定されています。

交通安全施設整備事業では、町事業として便ノ山12号線及び下河内大野内線防護柵設置工事を初め、町内一円の交通安全施設対策事業を実施してまいります。

地籍調査事業では、円滑な土地取引や災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づきまして、相賀地区及び鯨地区内の土地の筆界、面積、地目の確定を推進してまいります。

道路・交通網におきましては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、本町の道路網は、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の基盤道路のほか、県道10路線、町道1,013路線がそれぞれ機能を持ち、産業活動や住民生活を支える基盤となっております。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

県の道路事業につきましては、国道422号・志子地区、長島港古里線・中ノ島地区、矢口浦上里線・矢口地区及び海山尾鷲港線・小山浦地区の道路改良工事と須賀利港相賀停車場

線・相賀橋の橋梁耐震事業が引き続き予定されるとともに、国道422号・大原地区の道路拡幅事業への着手が予定されております。

町の道路事業では、汐見17号線ほか9路線の道路改良工事及び戸ノ須岩本線ほか5路線の道路舗装工事を実施してまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づき、防災・安全交付金を活用した大台2号橋ほか5橋の長寿命化修繕工事及び前垣内中州2号橋の耐震修繕工事を実施するとともに、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策交付金を活用した汐ノ津呂橋の耐震修繕工事を引き続き実施してまいります。さらに、トンネル長寿命化計画に基づき、防災・安全交付金を活用した白浦トンネルと長島隧道の修繕工事を実施してまいります。

町営住宅管理事業では、公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用したあけぼの団地B棟及び山居団地の修繕工事を実施するとともに、老朽化した住宅2棟の取壊しをしてまいります。

また、全国的にも問題となっている適正に管理されていない空き家等について、適正に管理されるよう指導等を行うとともに、生活環境の保全を図るため、紀北町空家等対策計画により対策に取り組んでまいります。

水道事業では、水道事業基本計画及び管路更新計画に基づき、老朽管の耐震管への布設替えや、浄水場の設備更新などの取組みを計画的、効率的に推進することにより、健全な事業運営に努めてまいります。さらに、良好な水源の保持・確保のために、水質検査を引き続き実施し、安全・安心な水の安定供給を行ってまいります。また、町民の皆様に水道事業に対する理解を深めていただくための啓発活動にも取り組んでまいります。

環境衛生対策では、「自然と共生の町」宣言の具現化を目指し制定した紀北町生活環境の保全に関する条例をもって、自然・環境を守る環境保全施策を進めていくとともに、一般廃棄物の適正な処理を継続してまいります。

廃棄物の安定処理においては、し尿処理場の大規模改修を行ったことにより、現状に合ったし尿の処理体制が確保されました。また、ごみ固形燃料の長期的な利用先を確保したことで、ごみ固形燃料化施設において廃棄物の安定的な処理を行っております。

今後は、施設として寿命を迎えようとするごみ固形燃料化施設の2施設を代替していくため、次期ごみ処理施設については、東紀州5市町による広域でのごみ処理施設整備を目指すことで経費削減を図り、安定的かつ継続的な処理体制を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生を向上させていきます。

公共交通につきましては、路線バスの維持存続を図るために、高校生バス定期補助を引き続き行うなど利用促進に取り組んでまいります。

また、公共交通空白地対策として、廃止代替バスやいこかバスの運行を継続するとともに、新交通システム実証実験を踏まえ、本町にふさわしい新たな交通手段の確立に向けて積極的に取り組んでまいります。

情報化につきまして、政府は、人工知能や物のインターネットなどの情報技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会であるソサエティ5.0を目指すべき姿として掲げているため、情報通信技術に明るい町職員等による検討委員会を立ち上げ、地域情報化計画を策定し、高度情報化の波に迅速に対応できるようにしてまいります。

次に、基本目標2つ目のやさしさで支え合う健康・福祉のまちについてであります。

やさしさで支え合う健康・福祉のまちを実現するために、関係課の連携を強化し、取組みを加速化させているところでございます。

少子高齢化が進行する中、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対する不安感や負担感などの問題が年々高まってきております。少子高齢化対策として、安心して子どもを産み、健やかに育むまちづくりの基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。既設の保育所はもとより、地域における子育て支援策として、引き続き子育て支援センターや放課後児童クラブの運営に対する支援を実施してまいります。

さらに、放課後児童クラブでは、夏季休暇中のみ重度障がい児の受入れ態勢を図るとともに、ひとり親世帯、障がい児を持つ世帯の利用料減免の拡充を実施し、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、保育所運営費、町単独による障がい児保育事業や重度障害児保育士特別加配補助金を引き続き実施してまいります。

町単独の支援として実施しております保育所の副食費及び幼稚園の給食費、3人目以降の小学校、中学校の給食費の無料化を引き続き実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子育てに関する様々な悩みや不安、精神的な負担感の軽減、解消を図るため、子育て世代包括支援センターを中心に母子保健事業を通じた相談支援体制の充実を図ってまいります。18歳到達後の3月までの入院と15歳到達の3月までの通院に対する子ども医療費の助成につ

きましては、引き続き実施してまいります。

また、義務教育初年度に当たる小学校入学時の新入学用品の現物支給や、平成29年度より段階的に実施してまいりました小学校及び中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を引き続き実施し、子育てを応援してまいります。

また、子育て世代が安心して子どもを産み育てるために必要となる情報を一元的にお知らせするために構築した結婚、妊娠・出産、子育てのポータルサイトきほくファミラボの情報更新に努め、より有意義なサイトの運営を図ってまいります。

高齢者福祉施策では、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる体制を構築し、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

少子高齢化が進む紀北町で支え合い、安心して暮らせるまちづくり、この実現のために、高齢者を地域全体で支える体制づくりを目指すことを目的とし、旧引本小学校本校舎を改修し、紀北町社会福祉協議会海山事務所、地域包括支援センターブランチ等の事務所機能を移転いたします。

また、高齢者の見守り対策として、緊急通報装置の設置、配食サービス、救急医療情報キットの配布・更新等を継続するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業により、民生委員や地域包括支援センターなどの連携による地域での見守り活動や、健康保持への活動の推進により、高齢者の地域での生活と安全対策をより図ってまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、利用者が安全・安心に快適に暮らせることはもちろんのこと、利用者、職員全員が笑顔の絶えることのない安らぎと温もりのある住まいとしての施設づくりを進めることを目標に取り組んでいます。利用者や家族に選ばれる施設になるためには、利用者本位の環境や満足のできる施設ケアが整っていることと、かつ低料金であることを目指す必要があります。今後ともそれらを解決するため、自分らしく安全・安心な暮らしができるよう、継続的に施設の改修を行っており、今年度は廊下等の改修を実施することといたしております。

障がい者福祉施策では、地域における障がい者支援策として、引き続き障がい者総合支援センターや、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業等を初め、腎臓機能障害による人工透析などの通院に要する経済的負担を軽減するための助成を引き続き実施してまいります。

次に、町民の皆様の健康づくりの事業につきましては、生活習慣病などの予防のため、ち

よい減らし+10を合言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着を目指して、町民の皆様が健康づくりに取り組んでもらえるよう引き続き努めてまいります。既に平成28年度から食事・運動の両面において町民が個々に応じた目標を立てて、実践できたかどうかを記録しながら定着を図るちょい減らし+10チャレンジ事業を実施しておりますが、今後さらに幅広い年齢層でできるだけ多くの方々に継続して参加してもらえるよう、より一層推進してまいります。

さらに、紀北町オリジナル健康体操のきほく活活体操、健康ウォーキングについても運動の質の向上を目指して、あらゆる機会をとらえて定着を図るとともに、3年目を迎えた紀北健康センターは、これまで約17万人を超える利用をいただいております。屋内温水プール、トレーニングルーム、フィットネスルームを活用した水泳教室や講座、機器をより一層充実させ、指定管理者と連携し、施設のさらなる魅力向上につなげてまいります。

また、健康な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深めるため、個人の体力の現状を知る町民体力測定や健康スポーツクラブの講座の充実などにより、健康意識の向上や健康づくり・体力の維持増進に努めてまいります。

各種がん検診事業では、国が推奨しているがん検診は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診と定められており、これら全てを無料にすることで、受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療に努めてまいります。さらに受診者の利便性を図るために、特定健康診査と各種がん検診等の全ての健診を1日で受診できるみんなでいこか！総合けんしんについても引き続き実施してまいります。

尾鷲総合病院は、休日・夜間における入院治療を要する重症救急患者に対する二次救急医療体制として、病院群輪番制病院の役割を担っており、この地域になくてはならない病院であることから、2年間の財政支援を実施いたします。

国民健康保険事業につきましては、県域での広域で進めているものの、厳しい事業運営を余儀なくされている状況でございます。医療費の適正化に向け、医師会等との連携の下、疾病重症化予防策を講じるなど、保健事業を積極的に展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の魅力と活力ある産業のまちについてであります。

農業振興施策では、安定的な利水を確保するため、一般土地改良事業などにより、農業用水路や揚水機場などの農業生産基盤について適切な維持管理に努めてまいります。

県営事業では、農業生産基盤や生活環境の整備を図るため、県営中山間地域総合整備事業の紀北2期地区の事業に着手するほか、中里地区においては農地中間管理機構関連農地整備事業に着手し、農業基盤整備を進めてまいります。

また、町内6か所の湛水防除の排水機場につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などにより適切な維持管理に努めてまいります。

さらに人・農地プラン事業による農業者への支援を初め、農地中間管理機構を活用した農地の借り手と貸し手に対する支援、日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き猟友会と連携した有害鳥獣の適切な駆除や、農村見守り支援員による迅速な対応とともに、獣害防止用の電気柵などの資材費用への助成や鳥獣害防止総合対策事業などの活用により、獣害被害の軽減を図り、営農意欲減退の抑止に努めてまいります。

海岸環境整備事業では、和具の浜海水浴場施設の指定管理者制度への移行により、これまでの海水浴場の利用に加え、施設の新たな利用などによる魅力向上を図り、地域の活性化につなげてまいります。

また、平成29年の台風21号により法面が崩壊し、通行止めとなった黒浜海水浴場への進入路につきましては、崩落箇所上部は県の治山工事にて令和元年度に整備し、引き続き今年度、本町が下部の整備を実施してまいります。

次に、林業振興施策では、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムに対応するため、県、森林組合等と連携し、適切な森林整備の促進を図るため、準備作業を進めるとともに、森林所有者への意向調査に取り組んでまいります。また、森林組合おわせ等の林業関係団体と連携し、国・県の補助制度を活用した施業の集約化の促進、路網整備、高性能林業機械の導入を促すなど、森林資源の循環利用の促進を図ってまいります。

町有林造成事業では、経営計画に基づく効率的な町有林経営に努めるとともに、森林組合おわせを中心とした民間委託方式により、計画的な事業量を確保することで林業技術の伝承や雇用の創出を図るとともに、町有林のFSCグループ認証の取得を踏まえ、適切な育林管理に努めてまいります。さらに、町管理林道や作業道におきましては、林道・治山関係事業での維持修繕に努めるほか、林道向井山線の橋梁の維持補修事業に着手してまいります。

また、森林組合おわせが管理する林道につきましては、林道安全対策管理助成事業により、維持補修への支援を引き続き実施してまいります。

次に、尾鷲ヒノキ材について、その販路拡大に向け、関係団体と連携を図り、木材関連産業の活性化に努めるとともに、地域産材の利用を促進し、木材関連事業を支援するため、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した住宅建築に対する補助を引き続き行ってまい



ります。また、森林環境譲与税を活用し、森林境界の明確化などを進めてまいります。

次に、水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合と連携し、浜の活力再生プランに基づく種苗放流事業や、水産資源の増殖を図るため、漁場整備を白浦地区において整備するほか、漁業近代化資金利子補給による漁業経営の改善、外国人漁業研修生受入れ対策など、多方面から地域水産業を支援してまいります。

また、共同利用施設につきましては、長島港魚市場の衛生化などに対応するため、海水ポンプ等の修繕や水揚げ用水槽の整備、漁業活動の安全を確保する三浦漁港の照明灯修繕、引本湾の養殖共同利用施設のアンカー修繕など、6か所の修繕への支援を実施してまいります。さらに昨年流失した熊野灘の大型浮漁礁につきましては、今年度末までに整備を終える予定で事業が進められているほか、老朽化により更新が必要な別の1基についても早期の実施を県に要望してまいります。

次に、沿岸海域での磯焼け対策として、ふるさと納税を財源とした藻場再生事業を引き続き実施し、町内の藻場の再生に取り組んでまいります。また、県営海女漁業等環境基盤整備事業により、紀伊長島地区、諏訪の浜沖合において藻場造成に引き続き取り組み、アワビやイセエビの生息場の確保、稚魚の成育場の保全に努めてまいります。

さらに、これらの取り組みと連動させ、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者自らが行う藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全活動を支援し、効率的に漁場の再生を進めるほか、内水面漁業については、銚子川環境保全会が取り組む河川環境の保全活動を支援してまいります。

次に、三重外湾漁業協同組合、紀伊長島水産加工業協同組合を初め、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、漁獲物の地域内消費を増大させるため、魚食普及や地産地消の取り組みを推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、漁港管理事業では、町内の5つの漁港施設の維持管理に引き続き努めるとともに、高潮対策といたしまして海野浦漁港の宮前川樋門の整備を進めてまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として、みえ熊野古道商工会が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のために実施している小規模事業者経営改善資金に対する利子補給や、創業支援制度としての保証料補助を引き続き実施してまいります。さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るために、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援いたします。

また、地域の総合的な活性化を推進する取組といたしまして、住宅リフォームを促進することにより、住環境を向上するとともに地域経済を活性化するため、住宅リフォームに対する補助を引き続き行ってまいります。

物産振興事業では、地域産品の高付加価値化を進めるために、地域ブランド開発の支援活動を推進し、また、大型ショッピングモールなどでの物産PRにも引き続き努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、地域の活性化につながることから、リピーターの獲得や返礼品のブラッシュアップ、コラボレーション等について、講師を招いて事業者勉強会を開催、また、寄附額のコースを増やすなど、多くの皆様からご寄附をいただけるように努めてまいります。ご寄附いただいた大切な寄附金は、防災や地域活性化などの対策に有効活用させていただきます、引き続き適正な制度の運用を行い、ふるさと納税を推進してまいります。

さらに始神テラスへの観光案内人の設置を継続し、町なかへの誘客を進めるとともに、両道の駅と連携し、入り込み客の増加を目指すほか、年末きいながしま港市を初め、海・山こだわり市などの物産販売イベントへの支援を引き続き行い、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、紀北町を目的地としてもらえるよう、町のさらなる魅力アップを進めてまいります。

また、古里温泉の改修整備の検討を進めるとともに、常に新しい情報の発信や話題性のあるイベント等により紀北町をPRしていくために、PR用テレビ・ラジオ番組の制作、観光協会への観光振興PR活動事業等に対する支援を引き続き実施してまいります。

これまで4回開催いたしました環境スポーツイベント三重紀北 SEA TO SUMMITには県内外から多くの方に訪れていただき、昨年は過去最高の参加者を記録いたしました。第5回三重紀北 SEA TO SUMMITの開催や、奇跡の清流 銚子川を初めとする魅力的な海・山・川の自然環境保全をコンセプトとした自然体験型環境学習、体験型観光をキーワードとして情報発信に努めてまいります。

さらに三重県ジャパンエコトラック推進協議会と今年度策定する、仮称ではございますが、三重県自転車活用推進計画の活動を連携させまして、県・関係市町全体で自然体験の促進により地域全体の活性化を推進してまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊の募集を行い、外部からの視点を取り入れた観光振興等により地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の心豊かに夢を育む教育・文化のまちについてでございます。

幼児教育では、自然との触れ合いや友だちとの関わりなど、幼稚園、保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて生きる力を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

また、昨年10月より幼児教育の無償化が実施され、引き続き幼稚園教育や一時預かり保育などニーズの多様化に対応し、たくましい心と体を育む幼児教育の充実を図るとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼稚園・保育園・小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、生きる力の育成のために、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教育を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

これまでも小中学校においてコンピュータ教室の整備を進めてまいりましたが、新たに高速大容量に向けたネットワーク整備を進め、政府より打ち出された1人1台端末整備及び高速大容量ネットワーク環境整備に向けたギガスクール構想に向け検討を行うことにより、情報化社会の進展に伴う教育分野でのICT教育を推進し、次世代を担う子どもたちの育成に取り組んでまいります。

引き続き小学校入学時の新入学用品の現物支給や、要支援者対策といたしまして、平成29年度より段階的に実施しております小中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を行い、子育てを応援してまいります。

さらに、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、支援の必要な児童生徒へ介助教員などの配置を引き続き実施してまいります。

また、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づき、町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めてまいります。さらに子ども一人一人の学校生活における満足感や安心感、学習意欲など、児童生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めます。

小学校では学習指導要領改訂に伴い、小学校5年・6年生で英語科が創設され、小学校

3・4年生でも外国語活動がスタートすることから、ALT 4名体制を継続するとともに、英語教材の整備などを実施してまいりました。今年度もプログラミング教育に対する教材の整備など、引き続き新学習指導要領に向けた取組みを実施するとともに、小学校における教科書改訂に伴う指導書の整備などを実施してまいります。

海野小学校が令和3年3月31日をもって閉校となることから、スクールバスの整備、閉校式典などを実施するとともに、統合先であります西小学校との交流を進めてまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置等の諸課題に対応してまいります。

さらに、コミュニティスクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することにより、幅広い分野の方々の参画を得ながら、学習支援、学校環境整備、学習教育活動などの活動を行い、学校、家庭、地域住民などの相互の連携協力の強化の下、町全体で子どもを育てていく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、津波浸水区域外であります赤羽地区に本年4月の稼働を目指し、紀伊長島地区学校給食センターの整備を進めており、整備が完了すれば、本町の学校給食施設は床が水に濡れないドライ方式となり、現在の学校給食衛生管理基準に適合した施設となります。今後は、より安全で安心なおいしい学校給食の提供を進めてまいります。

生涯学習につきましては、自己研鑽や余暇充実のために、生涯学習講座や公民館講座、パソコン講座などの学習機会をさらに充実させていきます。公民館の館長や主事の体制を構築し、少子化や高齢化などの社会的課題に対応し、各世代の学習ニーズに応えていきます。

また、かねてから施設の老朽化や雨漏りなどが問題となっていた海山図書室を児童図書室とともに老人福祉センターに機能を移転し、図書室の利用拡大と図書等の充実を推進いたします。

青少年の育成では、放課後等に小学生に対して文化、自然、体育等の様々な体験を提供するいきいき子ども学園を開催するとともに、子ども会やスポーツ少年団の活動を支援してまいります。また、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、街頭指導やパトロール、あいさつ運動等を推進するとともに、親子共同体験や家庭教育に関する講演会などを開催してまいります。

生涯スポーツにつきましては、体育協会などの関係団体の支援、権兵衛の故郷走ろう大会や町民駅伝大会などの開催、スポーツ体験教室などを合同で開催し、スポーツ機会を提供するなど、スポーツの普及のさらなる促進に取り組めます。

また、一人でも多くの子どもたちに、夢を持つすばらしさを伝える「夢の教室」を中学生に加え小学生にも開催していきます。

続いて、スポーツ施設の適正な管理や整備を推進し、全国大会等に出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、美し国三重市町対抗駅伝大会への参加など、競技スポーツの振興に努めてまいります。

スポーツ交流の推進といたしましては、スポーツ合宿の誘致・拡大のため、スポーツ施設や宿泊施設の予約などを一元化し、最適な合宿プランを提供するとともに、合宿雑誌への広告、合宿パンフレットやチラシを活用して、県内外の高校、大学などのスポーツ合宿の誘致を進めてまいります。スポーツ大会につきましては、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援や町長杯スポーツ大会をより一層推進してまいります。

2021年に三重県で開催される第76回国民体育大会三重とこわか国体につきましては、5月に行われる東海四県グラウンド・ゴルフ大会や、8月の中日本総合女子ソフトボール選手権大会をリハーサル大会として開催し、運営体制の確立を図り、町民の国体及び競技に関する関心を高め、理解を深めるとともに、国体開催の機運の醸成を図ってまいります。町民総参加のもと、おもてなしの心を持って全国から訪れる方々を温かく迎え入れ、深い感動と大きな満足感を共有できる大会を目指します。

文化・芸術につきましては、公民館や生涯学習施設の構造改革に取り組み、多様な文化活動や芸術活動が行えるよう文化団体に対して支援するほか、一流アーティスト等による演奏会、演芸会を開催することにより、優れた文化・芸術に触れる機会をつくります。

また、熊野古道の保存会や地元企業と連携し、熊野古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、子ども、若者などの次世代に守り伝えていくため、小中学校の熊野古道学習へ語り部を派遣し、地域の魅力を提供してまいります。

次に、基本目標5つ目はともに担う参画と協働のまちについてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されており、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働により町政の運営を進める必要があります。このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理が厳しくなっていることに鑑み、引き続き一定の支援を講じます。そして、行政活動の報告や、町民の皆様から意見をお聞きしながら、町政の運営を進めるため、平成28年度から設置しております紀北町まちづくり協議会は、令和2年度から3期目となります。新たに委員を公募するとともに、これからのまちづくりに際しまして、こ

れまで頂いたご意見を参考にさせていただきながら進めてまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向け、審議会や各種委員会への女性の参画を進めることで、女性の方々からのご意見を頂くことに加えまして、各種方面の皆様から頂いたご意見、ご要望などを参考として、紀北町のさらなる発展に向けた取組みを加速してまいります。

また、幅広い住民の方が、簡便かつ正確に本人確認や行政機関等からのサービスを受けることができるように、マイナンバーカードの取得しやすい環境づくりを進めてまいります。さらに、町民の皆様迅速で分かりやすい情報を提供し、住民と行政の協働体制の確立を進めるため、広報紙、行政放送番組、ホームページ、フェイスブック等を活用し、さらなる行政情報の発信に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいります。

紀北町では今後も人口減少傾向が続くことが予想される中、地域の活性化をより一層進めていく必要があります。空き家バンクの充実を図るとともに、フェイスブック等による情報発信、都市部で行われる移住フェアへの参加、移住体験施設を備えるなどの定住、移住対策のほか、都市部で活躍している町出身者とのネットワークを構築し、関係人口の増加と町の活性化につなげてまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と令和2年度に講じるべき主要施策等について申し上げます。

本町の高齢化率は44%を超えておりまして、人口もさらに減少することが想定されております。引き続き紀北町第2次総合計画の将来像、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～の実現に向け、紀北町の人、地域、産業や各種団体、活動など全てが元気となることを目指し、自然と共生する安全・安心な暮らしを基本とし、にぎわいのある、人・地域の元気を生み出すまちづくりを進めてまいります。

時代に合わせた変化を重ね、町民の負託にお応えできるよう全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様を初め、町民の皆様のなお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げ、施政方針といたします。

長時間ご清聴ありがとうございました。

#### 平野隆久議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

**平野隆久議長**

ここで、11時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 58分)

---

**平野隆久議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

---

#### 日程第6～日程第38

**平野隆久議長**

お諮りします。

日程第6 議案第5号から、日程第38 議案第37号までの33件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めするため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案33件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました各議案の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第5号 紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例であります。公益的

人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等へ職員を派遣する制度を新たに設けることに伴い、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町船津出張所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例であります。紀北町船津出張所の移転に伴い、紀北町条例に規定している所在及び位置を改めることから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町生涯学習施設条例であります。紀北町立公民館条例の改正に伴い、既存の施設を生涯学習施設と定めることから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町公民館条例であります。紀北町立公民館の配置及び運用を改めることに伴い、紀北町立公民館条例の全部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例であります。国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人が特定の要件を満たした場合に限り、印鑑の登録申請を受付できることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町クリーンセンター条例の一部を改正する条例であります。紀北町クリーンセンターの改修工事に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例であります。模範漁港管理規定条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。公営住宅管理標準条



例（案）の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例であります。紀北町立引本幼稚園を廃園することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 紀北町学校給食センター条例の一部を改正する条例であります。紀伊長島地区に学校給食センターを整備することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例並びに議案第18号 紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、本条例を廃止する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって指定管理が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって指定管理期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についてであります。指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、補助金の追加交付に伴い、変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,047万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億6,575万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,957万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,328万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,417万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,179万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。資本的支出につきましては750万円を減額し、総額を2億7,016万2,000円といたしたいので、議会の

議決を求めるものであります。

議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,121万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億648万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億610万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,716万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 令和2年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益を4億1,729万円、支出では水道事業費用を3億9,912万8,000円に、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入を1億6,071万4,000円、支出では資本的支出を3億1,764万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、33件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

## 平野隆久議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第5号及び第6号についての内容説明を求めます。

濱田総務課長。

## 濱田多実博総務課長

それでは、議案第5号の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第5号 紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

紀北町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等へ職員を派遣する制度を新たに設けることに伴い、本条例を制定する必要が生じたためであります。

三重県と東紀州地域5市町が職員を派遣して運営しておりました東紀州地域振興公社が、本年4月から一般社団法人となることに伴い、引き続き職員を派遣し、法人業務を運営するために本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

第1条は趣旨で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本条例を制定する旨を規定したものであります。

第2条第1項は、職員を派遣する公益的法人等の内訳を規定したもので、町が出資している団体、補助金・負担金等を交付している団体、町内に主たる事務所を有する団体で、規則で定めるものとしております。

同条第2項は、派遣する職員に関する規定で、第3項は派遣先団体との取決めについて定めたものでございます。

3ページをお願いいたします。

第3条は、派遣職員の職務への復帰について定めたものでございます。

第4条は、派遣職員の給与について、その業務を町の委託を受けて行う場合などは、派遣職員に対し町が給与を支給できる旨を規定したものであります。

第5条は、派遣した職員が公務災害等となった場合等についての規定でございまして、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなす旨を規定したものでございます。

第6条は、派遣職員が復帰した場合、あるいは期間中に退職した場合について規定したもので、他の職員との権衡、これは均衡であったり、釣り合い、バランスという意味でございましてけれども、を図る旨を定めたものでございます。

4ページをお願いいたします。

第7条は、企業職員または現業職員である派遣職員の給与について、第4条同様、派遣職員に対し町が給与を支給できる旨を規定したものであります。

第8条は、派遣職員の派遣先団体における処遇等の報告について定めたものであります。

第9条は、規則への委任でございます。

附則によりまして、本条例を令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が議案第5号の内容であります。

#### **濱田多実博総務課長**

続きまして、議案第6号の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第6号 紀北町船津出張所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例

紀北町船津出張所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は、紀北町船津出張所の移転に伴い、紀北町条例に規定している所在及び位置を改めることから、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

紀北町船津出張所につきましては、老朽化に伴い、中里集会所の一部を改修し移転することとしておりますが、これに合わせて掲示板も移転することから、紀北町公告式条例並びに紀北町総合支所条例の一部を改正しようとするものであります。

6ページは改正文でございます。令和2年3月30日から施行するものであります。

内容につきましては、7ページ、8ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、7ページを御覧ください。

紀北町公告式条例の一部改正でございます。

船津出張所掲示板の位置を、紀北町中里138番地4に改正するものであります。

次に、8ページを御覧ください。

紀北町総合支所条例の一部改正であります。

船津出張所の位置を、同じく紀北町中里138番地4に改正するものであります。

以上が改正内容でございます。審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### **平野隆久議長**

次に、議案第7号及び第8号についての内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

#### **井土誠生涯学習課長**

おはようございます。

それでは、議案第7号 紀北町生涯学習施設条例についてご説明いたします。

議案書の9ページを御覧ください。

議案第7号 紀北町生涯学習施設条例

紀北町生涯学習施設条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立公民館条例の改正に伴い、既存の施設を生涯学習施設と定めることから、本条例を制定する必要が生じたためでございます。

この条例は、議案第8号で説明させていただき、紀北町立公民館条例の改正に伴い、これまで公民館として設置していた既存施設を生涯学習施設として管理するために制定するものでございます。

現在、紀北町にある紀伊長島地区7館、海山地区5館、計12館の公民館を、紀伊長島地区は東長島公民館1館に、海山地区は海山公民館1館にし、その他公民館を生涯学習施設として管理運営していくために定めるものでございます。

公民館は、現在、館長や主事により公民館の管理や講座の運営等が円滑に行われておりますが、人口の減少や高齢化等により講座の受講生が減少しているほか、講座数も少なくなってきました。また、職員の配置や報酬についても、旧町のままの体制で、紀伊長島地区と海山地区との間で雇用形態が違いました。これらの問題を是正するため、制度改革を行うものでございます。

公民館は、社会教育法により様々なことが決まっております。館長を置かなければならないことや、講座、展示会等の公民館が行う事業、行ってはいけない行為などがあるため、より住民の方に利用しやすい施設とすることを目的に、公民館としては両地区に1館ずつ残し、その他の施設のうち、集会所等を兼ねていないものを生涯学習施設として位置づけ、管理や運営について必要な事項を定めるとしたものでございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきます。

10ページを御覧ください。

第1条は、趣旨で、設置及び管理について必要な事項を定めるとしております。

第2条は、名称と位置でございます。名称は、紀北町三浦会館、紀北町古里会館、紀北町

海野会館、紀北町赤羽会館、紀北町引本会館とし、位置はそれぞれの設置位置を表記しております。

ここに記載していない施設は、例えば長島公民館であれば、長島多目的会館であったり、島勝公民館であれば、島勝漁村センターであったりと、ほかの施設条例などで管理できる施設でございますので、この紀北町生涯学習施設条例からは除いております。

第3条は、開館時間で、午前8時30分から午後9時30分までとしております。

第4条は、休館日で、月曜日、祝日、年末年始としております。

第5条は、使用時間で、準備及び原状に復するために要する時間を含むものとしております。

第6条は、使用の許可で、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとしております。

次のページをお願いします。

第7条は、使用の不許可の規定で、施設の使用を許可しないことができものは、秩序または風俗を乱すおそれがあると認めるときや、管理上の支障があると認めるときとしております。

第8条は、使用許可の取消し等で、使用の停止や制限、使用許可の取消しを定めております。その場合において使用者が損害を受けることがあっても、紀北町及び教育委員会は、その責めを負わないことを定めております。

第9条は、使用料で、別表に定める使用料に消費税等相当額を加えた額を納付しなければならないとしております。

次の13ページの中段より下にある、別表（第9条関係）を御覧ください。

使用される会館ごとに、時間帯と使用時間、部屋の広さなどにより、各部屋の使用料を定めております。

8時30分から午後5時まで、4時間以内を基準に使用料を説明させていただきますと、紀北町三浦会館では研修室が500円、調理室が1,000円、和室が500円、集会室が1,000円となっております。以降、古里会館、引本会館の使用料と、その他施設は海野会館、赤羽会館の使用料でございます。

ここで11ページに戻っていただきますと、第3項で規則で定めるところにより、使用料を減額または免除することができることと定めており、別に定める管理規則により、町や教育委員会、自治会等の行う事業や、サークルや社会教育活動の団体が活動する事業には使用料を減

免できることとなっております。

次に、11ページから12ページにかけての第10条は、使用料の不返還で、規定されている各号の場合を除き、使用料は還付しないこととしております。

第11条は、目的外使用及び権利譲渡の禁止を定めております。

第12条は、職員の立入りについて定めております。

第13条は、入館の制限や退館の命令等、必要措置を定めております。

第14条は、原状回復の義務を、第15条は、損害賠償の義務を、第16条は、委任の定めを規定しております。

続きまして、附則の説明をいたします。

第1条で、施行日を令和2年4月1日からとしております。

第2条で、紀北町若者センター条例の一部を改め、次のページを御覧ください。

第3条で、紀北町長島多目的会館条例の一部を改めるものでございます。

改正内容は15ページ、16ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、15ページの紀北町若者センター条例の改正ですが、初めに、使用時間帯を今回の紀北町生涯学習施設条例に合わせて、午前8時30分から午後6時のところを、午前8時30分から午後5時までと改正するものです。夜間の利用も同様に、午後6時から午後9時30分のところを、午後5時から午後9時30分までといたします。

続きまして、使用料について説明する前に下の備考欄について少し説明いたします。

旧条例の備考欄1の括弧書きで、営利目的に利用する場合の金額を規定し、2で冷暖房等を利用する場合は100%加算の2倍という規定をしております。これらを改正条例では、本条例に合わせて営利目的での利用は3倍の額とすると改正いたしました。

それでは、使用料について説明いたします。

まず、多目的ホールでございますが、右側の旧条例では4時間未満は1,500円で、これを左側新規改正では2,000円と改めるものでございます。

その下の舞台という区分ですが、現在の使用状況等を見てみると、多目的ホールを演奏会等で使用することは少なく、サークル等の利用が多いため、新たに舞台という区分を設定いたしました。

次に、利用が多い1階会議室、2階会議室や2階和室は、昼間の利用は金額の変更はございませんが、夜間の利用は減額しております。また、冷暖房を使用する場合は、今回改正によりこの金額に含んでおりますので、これまでと比べると半額で利用いただけることとなっ



ております。一番下は多目的ホール冷暖房を定めたものです。これらの金額の改正は、今回の紀北町生涯学習施設条例の使用料の改正に合わせたものであります。

続きまして、16ページを御覧ください。

こちらは紀北町長島多目的会館条例の一部を改正するもので、こちらも今回の紀北町生涯学習施設条例に合わせ、開館時間を午前9時から午後9時としていたものを、午前8時30分から午後9時30分に改正いたしました。

#### 井土誠生涯学習課長

続きまして、議案第8号 紀北町公民館条例についてご説明させていただきます。

議案書の17ページを御覧ください。

議案第8号 紀北町公民館条例

紀北町公民館条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町立公民館の配置及び運用を改めることに伴い、紀北町立公民館条例の全部を改正する必要が生じたためでございます。

議案第7号でも説明させていただきましたが、紀北町といたしましては、公民館の在り方を見直したいと考えております。両地区において中核的な公民館であった東長島公民館、海山公民館は、そのまま公民館として設置し、その他の各公民館は生涯学習施設として管理運営していきたいと考えております。

東長島公民館、海山公民館はもちろんですが、生涯学習施設となるその他の公民館で行われていた講座等の事業やサークル活動はそのまま引き続き実施するものとし、これまで以上に親しみやすく、使いやすい施設にしていきたいと考えております。

公民館の見直しについて少し説明しますと、まず職員の配置ですが、これまで公民館の運営は、海山地区は多くが非常勤の館長と常勤の主事が講座の企画や運営・施設管理を行っていました。また、紀伊長島地区は東長島公民館を除き、非常勤の館長と非常勤の主事が講座の企画や運営を行っていましたが、現在の館長や主事に代わる人材を育成することが困難であることや、両地区の均衡を図る意味でも職員の配置を含め見直しを図りました。

まず、館長ですが、東長島公民館、海山公民館の館長は町職員が兼務いたします。

次に、公民館主事は、海山地区は変更なく、常勤の公民館主事4名で運営いたします。紀

伊長島地区は、非常勤の主事から全て常勤の主事とし、生涯学習施設となったこれまでの公民館の管理を含め、海山地区と同じく4名の常勤主事で講座の企画・運営・施設管理を行います。これに伴い、シルバー人材センター等に委託していた長島多目的会館や若者センターは委託を解除し、この主事を施設に配置し、施設管理を行うことで管理費の節減に努めてまいります。

現在の非常勤の館長及び主事は、これまでの経験を生かしていただくため、公民館運営審議会の委員として運営に関わっていただき、各地区の意見の酌み上げや要望を公民館活動に生かしていただきたいと考えております。

これらを見直すことにより、これまで以上に親しみやすく、使いやすく、長年にわたり継続可能な施設として、また、文化の振興、社会福祉の増進に寄与する施設として運営していきたいと考えております。

それでは、条例の内容について説明させていただきます。

17ページを御覧ください。

第1条は、趣旨で、公民館の設置及び管理運営について必要な事項を定めるとしております。

第2条は、町民の生涯学習を推進するための教育、学術及び文化に関する事業を行うことと、教養の向上や生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するために公民館を設置することを規定しております。

第3条は、名称と位置でございます。

名称は、紀北町東長島公民館、紀北町海山公民館の2館とし、位置はそれぞれの設置位置を表記しております。

第4条は、館長と職員の設置を定めております。

第5条は、開館時間で、午前8時30分から午後9時30分までとしております。

第6条は、休館日で、月曜日、祝日、年末年始としております。

第7条は、使用時間で、準備及び原状に復するために要する時間を含むものとしております。

第8条は、使用の許可で、あらかじめ館長の許可を受けなければならないとしております。次のページをお願いします。

第9条は、使用の不許可の規定で、施設の使用を許可しないことができものは、秩序または風俗を乱すおそれがあるときと認めるときや、管理上支障があると認めるとき、営利目的

に利用するおそれがあるときとしております。

第10条は、使用許可の取消し等で、使用の停止や制限、使用許可の取消しを定めております。その場合において、使用者が損害を受けることがあっても、紀北町及び教育委員会は、その責めを負わないことを定めております。

第11条は、使用料で、別表に定める使用料に、消費税等相当額を加えた額を納付しなければならないとしております。

20ページにある、別表（第11条関係）を御覧ください。

まず、東長島公民館でございますが、この後の海山公民館も同様に、時間帯と使用時間、部屋の広さなどにより各部屋の利用料金を定めております。

8時30分から午後5時まで、4時間以内の区分で説明いたしますと、改正後の各室は冷暖房を使用することを前提に使用料を制定しております。

まず、東長島公民館ですが、全部改正のため新旧対照表がございませんので、少し説明いたしますと、改正後で研修室1が1,000円、研修室2も1,000円となっています。改正前は研修室1が800円、研修室2も800円で、この使用料に冷暖房使用料が500円かかっておりました。次に、大集会室でございますが、こちらは大ホールのことで、改正後使用料が4,000円に対し、改正前も使用料が4,000円となっております。

また、生涯学習施設条例と同様に、舞台のみの料金設定も行いました。その下のピアノや音響機器、照明機器については使用料に変更はございません。

続きまして、海山公民館でございますが、まずホールですが、改正後が6,000円、改正前は7,850円でした。下の研修室は、小は1,000円、大も1,000円となっております。改正前は研修室（小）が750円、（大）が1,180円となっております。

また、海山公民館もその他施設と同様に、舞台のみの料金設定を行いました。その下のピアノや音響機器、照明機器については、海山公民館は機器ごとに細かく使用料を制定しておりましたが、今回改正し料金設定いたしました。これらの使用料の改正も全体的な施設使用料の見直しを総合的に行ったことによるものでございます。

ここで、19ページの第11条に戻っていただきますと、第3項で規則で定めるところにより、使用料を減額または免除することができるものと定めております。この公民館条例と、さきに説明させていただいた議案第7号 紀北町生涯学習施設条例共にですが、別に定める管理規則により、町や教育委員会、自治会、学校、幼稚園、老人会などの行う事業は主に免除となる予定です。また、サークルや社会教育活動の団体等が活動する事業には、使用料を10分の1

に減額できることとし、例えば1回1,000円の使用料の施設であれば、1回100円で利用していただきたいと考えております。こちらは紀伊長島地区の東長島公民館の現在のサークル料金を参考に規定しております。

次に、第12条は、使用料の不還付で、規定されている各号の場合を除き、使用料は還付しないとしております。

第13条は、公民館運営審議会について定めたものです。これまでの館長や主事の方にこの審議会に入っていただき、これまでの経験と知識を生かしていただきたいと考えております。

第14条は、目的外使用及び権利譲渡の禁止を。

第15条は、職員の立入りについて。

第16条は、入館の制限や退館の命令等必要措置を。

第17条は、原状回復の義務。

第18条は、損害賠償の義務を。

第19条は、委任の定めを規定しております。

最後に、本条例の施行日でございますが、21ページを御覧ください。

附則で、施行期日を令和2年4月1日からとしております。

議案第7号 紀北町生涯学習施設条例及び議案第8号 紀北町公民館条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **平野隆久議長**

次に、議案第9号についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

#### **上村毅住民課長**

それでは、それでは、議案第9号について説明させていただきます。

議案書23ページを御覧ください。

議案第9号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

紀北町印鑑条例（平成17年紀北町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### **提案理由**

国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人が所定の要件を満たした場合に限り、印鑑の登録申請を受付できることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

改正内容につきましては、成年被後見人の権利が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されず、成年被後見人であっても意思能力を有する者は、印鑑登録を行うことができるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

2ページは改正条文であります。

附則によりまして、施行日を公布の日からとするものとなっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

第2条第2項第2号において、印鑑登録を受けることができない者が、成年被後見人となっている部分を、意思能力を有しない者に改めるものでございます。

第6条、第7条、26ページ、第14条につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う字句の訂正でございます。

以上が改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **平野隆久議長**

次に、議案第10号についての内容説明を求めます。

濱田総務課長。

#### **濱田多実博総務課長**

それでは、議案第10号の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書の27ページを御覧ください。

議案第10号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### **提案理由**

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、会計年度任用職員の身分が一般職に準じることとなったことから、本条例に規定するサービスの宣誓を行う必要が生じましたが、再度の任用を行う際の取扱いを別に定めようとするものでございます。併せて県費負担教職員の規定を明確化するものであります。

28ページは改正文で、令和2年4月1日から施行するものであります。

改正内容につきましては、29ページ新旧対照表で説明をいたします。

左が新条例、右が旧条例となっています。

第2条は、職員のサービスの宣誓について定めたものでありますが、会計年度任用職員については任期が1会計年度となることから、再度の任用の際のサービスの宣誓は不要とする旨を別に定めようとするものであります。

また、第4条では、単に県費負担の教職員としておりましたが、その根拠を明確化するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する職員とするものであります。

以上が議案第10号の内容でございます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

#### 中村吉伸福祉保健課長

議案書30ページをお願いします。

まず最初に、議案第11号につきまして、訂正しておわび申し上げます。

議案第11号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提出日付部分に誤りがありましたので、おわび申し上げます。

訂正の内容でございますが、日付部分、「令和2年3月3日」を「令和2年3月3日提出」に訂正するものでございます。今後このようなことがないようにチェック体制を強化いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号についてご説明させていただきます。

議案書30ページを御覧ください。

議案第11号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

まず初めに、条例改正の内容でございますが、令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化実施に当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

このたびの法改正により、子どものための教育・保育給付の対象施設である幼稚園、保育所等が無償化の対象となり、無償化に係る給付等についても規定されたことに伴い、新たに規定されることとなった子育てのための施設等利用給付に係る用語との区別をするため、支給認定、支給認定保護者などの用語を教育・保育給付認定、教育・保育給付認定保護者などに名称が変更になるなど、第2条から第52条の各所においての字句の整理を行うものでございます。

なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の追加等による単に条文番号等の繰上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

42ページを御覧ください。

第2条では、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに、また支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改める字句の整理を行うものでございます。

続きまして、43ページ、中段をお願いいたします。

第3条から、46ページ、第11条につきましても、第2条と同様に支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに、また支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改める字句の整理を行うものでございます。

46ページ、下段を御覧ください。

第13条につきましては、食事の提供に要する費用の取扱いの変更でございます。3歳以上の保育所を利用する子どもに関しまして、食事の提供に要する費用は、これまでも保護者から保育料としてご負担をいただいておりますが、今回の無償化でも副食費に関しては無償の対象外とし、保護者から実費徴収することを定めております。また、一定の所得未満の世帯の幼稚園や保育所等を利用する子どもや、3人以上いる世帯の第3子以降の幼稚園や、保育所等を利用する子どもに対する副食の提供に要する費用は対象外とする規定を定めたもので

ございます。

なお、本町においては、子育て世代の負担軽減を図るため、保護者の負担がないよう町単独の支援を行い、令和元年10月より副食費を完全無料化としております。

続きまして、49ページ、中段を御覧ください。

第14条から、65ページ、下段第52条につきましても、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに、また支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改める字句の整理を行うものでございます。

続きまして、68ページ、下段をお願いいたします。

附則第4条でございますが、小規模保育事業者等の特定地域型保育事業者が教育・保育を継続して提供できるように連携協力を行う保育所等の施設の確保につきましては、これが著しく困難な場合の経過措置の期限を附則第5条において5年と規定していたものを10年と延長するものでございます。

ここで恐れ入りますが、41ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例の施行日は、公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 平野隆久議長

ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

(午後 0時 00分)

---

#### 平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

#### 平野隆久議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

玉本環境管理課長。



## 玉本真也環境管理課長

上程議案をご説明いたします。

議案書69ページを御覧ください。

議案第12号 紀北町クリーンセンター条例の一部を改正する条例

紀北町クリーンセンター条例（平成17年紀北町条例第98号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

紀北町クリーンセンターの改修工事に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

次の70ページの改正文を御覧ください。

条例第3条には、設備の最大処理量を規定していますが、平成30年度から着手したし尿処理施設の改修工事が本年3月25日に完成し、処理量が日量28から35キロリットルに増加することから、条例規定中の数量を整合させるものです。

施行は、令和2年4月1日からです。

改正後の第3条の条文は、次の71ページ、新旧対照表のとおりとなります。

以上が議案の内容説明です。審議のほどお願いいたします。

## 平野隆久議長

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

## 上野和彦農林水産課長

それでは、議案第13号についてご説明いたします。

議案書72ページをお願いいたします。

議案第13号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例

紀北町漁港管理条例（平成17年紀北町条例第130号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

模範漁港管理規定例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため

でございます。

まず、模範漁港管理規程例につきましては、漁港の維持管理に関し、全国的な視点に立った模範となる運用方針を漁港管理者に示すため、漁港漁場整備法第34条第4項の規定に基づき、農林水産大臣が定めているものでございます。

今回、この模範漁港管理規程例で規定されている漁港施設の占用許可の期間の定めについて、漁港の有効利用等の観点から、これを最長10年に延長する改正が行われたことに伴い、紀北町漁港管理条例を改正するものでございます。

73ページをお願いいたします。

これは条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、74ページの新旧対照表でご説明いたします。

左が新条例、右が旧条例でございます。

第11条の占用の許可について、第3項において占用の期間について定めており、旧条例では、占用の期間は、ひと月、（工作物の設置を目的とする場合は3年）を超えることができないとありますが、新条例では、これを10年を超えることはできないと改正するものでございます。

恐れ入りますが、ここで73ページにお戻りください。

本条例の施行につきましては、附則により公布の日から施行するとしております。

議案第13号についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### **平野隆久議長**

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

宮原建設課長。

#### **宮原俊也建設課長**

それでは、議案第14号についてご説明いたします。

議案書の75ページを御覧ください。

議案第14号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

公営住宅管理標準条例（案）の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため

ございます。

なお、公営住宅管理標準条例（案）は、国土交通省が地方公共団体の公営住宅管理条例案の例として示しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正文でございます。

この附則により、施行は、令和2年4月1日からとしております。

次のページをお願いいたします。

こちらの新旧対照表で改正内容をご説明いたします。

まず、第5条でございますが、これは町営住宅に入居する際の公募についての例外規定でございますが、第7号にその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみてを追加し、世帯構成の状況や心身の状況を例外規定に加えようとするものでございます。

次に、第9条第4項でございますが、これは入居者の選考において、優先的に入居を決定することができる規定でございますが、第1号に婦人の寡婦に加えて夫の寡夫を追加し、規定を拡充しようとするものでございます。

次のページの第40条第3項をお願いいたします。

この項の住宅の明渡し請求をする際の利息についてでございますが、これまで法定利息が5%の固定であったため、5%とその利率を表記しておりましたが、今回の民法改正により法定利息が3%に引き下げられ、さらに3年ごとに見直す変動制と改正されたため、法定利息と表記を改めるものでございます。

その他の改正につきましては、字句の修正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### **平野隆久議長**

次に、議案第15号、第16号、第17号についての内容説明を求めます。

宮本学校教育課長。

#### **宮本忠宣学校教育課長**

それでは、議案第15号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の79ページをお願いします。

議案第15号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例

紀北町立幼稚園条例（平成17年紀北町条例第158号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立引本幼稚園を廃園することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

紀北町立引本幼稚園につきましては、園児数の減少により平成27年度より休園となっておりますが、隣接する引本小学校が平成31年3月31日をもって廃校となりましたことと、今後、幼稚園の再開が困難と思われまことに、廃園としたいため、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

80ページは、改正文であります。

内容につきましては、81ページの新旧対照表でご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

右が旧条例、左が新条例でございます。

旧条例の別表の中の引本幼稚園を削るものでございます。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するとしております。

**宮本忠宜学校教育課長**

続きまして、議案第16号 紀北町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の82ページをお願いいたします。

議案第16号 紀北町学校給食センター条例の一部を改正する条例

紀北町学校給食センター条例（平成17年紀北町条例第161号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀伊長島地区に学校給食センターを整備することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

内容といたしましては、本年度紀伊長島地区に新しく学校給食センターを整備することに伴い、名称・位置などを定めるため、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

83ページは、改正文であります。

内容につきましては、84ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

84ページをお願いします。

右が旧条例、左が新条例でございます。

名称及び位置を定めます第2条において、既にある海山地区の紀北町相賀480番地1にあります学校給食センターの名称を紀北町学校給食センターから紀北町海山学校給食センターに改め、紀伊長島地区に新しく学校給食センターを整備しましたことにより、同表に名称として紀北町紀伊長島学校給食センター、位置としまして紀北町島原2690番地4を加え、運営委員会について定めております第8条第1項中、紀北町学校給食センター運営委員会を海山地区及び紀伊長島地区それぞれに学校給食センター運営委員会と改めます。

今後、海山地区、紀伊長島地区それぞれに学校代表者、保護者代表者などから成る学校給食センター運営委員会を組織し、年間の給食回数や給食費を協議し、決定していただくこととなります。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するとしております。

#### 宮本忠宣学校教育課長

続きまして、議案第17号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

議案書の85ページをお願いします。

議案第17号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例

紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、本条例を廃止する必要性が生じたためであります。

内容といたしましては、現在外国語指導助手であります4名のALTについて、これまで紀北町外国語指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例において、給料、旅費等について定めておりましたが、令和2年度より会計年度任用職員制度が導入され、外国語指導

助手が会計年度任用職員に移行し、今後、規則において給料、旅費等が定められますことから、本条例を廃止するものでございます。

86ページをお願いします。

86ページは、改正文でございます。

附則で、この条例は、令和2年4月1日より施行するとしております。

以上で議案第15号、議案第16号、議案第17号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第18号についての内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

#### 井土誠生涯学習課長

それでは、議案第18号 紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案書の87ページを御覧ください。

議案第18号 紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例

紀北町社会教育指導員設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、本条例を廃止する必要性が生じたためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

社会教育指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を持つ者の中から教育委員会が任命し、社会教育に関する直接指導及び学習相談や、社会教育関係団体の育成等を行っております。

今回、社会教育指導員が会計年度任用職員に移行することから、本条例を廃止するものでございます。

88ページは、改正文であり、附則で、この条例は、令和2年4月1日より施行するとしております。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたし

ます。

#### 平野隆久議長

次に、議案第19号及び第20号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

#### 中村吉伸福祉保健課長

議案第19号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の89ページを御覧ください。

議案第19号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 紀北町デイサービスセンター
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島209番地9  
名称 社会福祉法人紀北町社会福祉協議会  
代表者 会長 奥川 豊樹
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和7年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

紀北町デイサービスセンターにつきましては、平成18年第2回議会臨時会におきまして、平成18年9月1日から平成22年3月31日までの3年7カ月間、そして平成22年3月議会定例会におきまして、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間、平成27年3月議会定例会におきましては、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間指定管理者として現管理者を指定することをお認めいただきましたところであります。

指定期間の終了に当たり、前回と同様に紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に

関する条例第5条の規定、町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認めるときは、公的団体等であれば公募によらず候補者として選定することができるを適用し、社会福祉法人紀北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、前回と同様に5カ年とさせていただくものであります。

議案第19号につきましては以上でございます。

### 中村吉伸福祉保健課長

続きまして、議案第20号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の90ページを御覧ください。

議案第20号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町在宅介護支援センターの指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 紀北町在宅介護支援センター
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島209番地9  
名称 社会福祉法人紀北町社会福祉協議会  
代表者 会長 奥川 豊樹
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和7年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

在宅介護支援センターにつきましても、デイサービスセンターと同様に、社会福祉法人紀北町社会福祉協議会を指定管理者と指定するものであります。指定の期間につきましても、これまでと同様に5カ年とさせていただくものであります。

以上で議案第19号から第20号までの内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願



いたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第21号についての内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

#### 上野和彦農林水産課長

それでは、議案第21号についてご説明いたします。

議案書の91ページをお願いいたします。

議案第21号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、和具の浜海水浴場施設の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 和具の浜海水浴場施設
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町島勝浦252番地5  
名 称 株式会社MIYAMA  
代表者 代表取締役 山口 敬子
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和5年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

和具の浜海水浴場につきましては、県営の海岸環境整備事業で海水浴場として整備され、平成15年7月にオープンしております。これまで施設は町で管理を行い、海水浴場の運営は、地元島勝区などへの業務委託などで対応してまいりました。

島勝浦地区では高齢化が進んでおり、高齢化率は70%を超え、このままでは海水浴場の運営が難しい状況になりかねないとの危惧も出てまいりました。

そのため、町の直接管理から民間の活力を生かす指定管理に移行することで、施設の適切な管理とともに、安全で安心できる海水浴場の運営に加え、施設の有効活用やイベントなどを通じ、島勝浦地区の活性化につなげていきたいと考えています。

指定管理者につきましては、12月24日から公募を行い、これにより1者から応募がございまして、選定委員会の審査を経て、候補者として選定されました。

今回の指定管理の候補者である株式会社MIYAMAにつきましては、地元島勝浦地区にある会社であり、干物づくりや海水浴場運営への協力など、地域の方々と連携した活動に取り組んでおられます。

管理運営に当たり、利用者などへの対応、安全管理面などからも株式会社MIYAMAが管理運営することで、効果的かつ効率的な運営と地域の活性化につながることを期待できることから、指定管理者として新たに指定しようとするものでございます。

議案第21号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第22号についての内容説明を求めます。

玉津商工観光課長。

#### 玉津裕一商工観光課長

それでは、議案第22号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

議案書92ページをお願いいたします。

議案第22号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 紀北町森林公園オートキャンプ場
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町船津1548番地1  
名称 特定非営利活動法人ふるさと企画舎  
代表者 理事長 田上 至
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和7年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、新たに指定管理者を指定す

るに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

本議案につきましては、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の公募をした結果、1者の応募がございました。

これを受けまして、去る2月12日に委員6名によります紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の候補者選定委員会を開催し、書類審査並びにプレゼンテーションによる審査を実施した結果、特定非営利活動法人ふるさと企画舎を指定管理者の候補者（案）といたしたいとの答申をいただきました。

町といたしましては、答申を踏まえまして、指定管理者の候補者に選定いたしました後、本議会へ紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてという件名にて議案上程いたしましたところでございます。

次に、若干重複いたしますが、順を追って詳細説明をいたします。

現指定管理者の指定期間は、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間で契約を交わしておりまして、本年3月31日をもって終了することになっております。そのため、町といたしましては、紀北町森林公園オートキャンプ場、いわゆるキャンプinn海山の管理について新たに指定管理者を募集いたしました。

募集方法は、基本的には町ホームページですが、その他地方紙においても掲載していただきまして、周知いたしました。募集期間を令和元年12月17日から令和2年1月24日まで、申請書類の受付期間を1月15日から24日までといたしました。

指定管理者の募集の結果、1者の応募がございました。

指定管理者の候補者を選定するために、令和2年2月12日に委員6名により紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の候補者選定委員会を開催し、書類審査並びにプレゼンテーションによる審査を実施いたしました。

同日、指定管理者の候補者選定委員会より、特定非営利活動法人ふるさと企画舎を紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の候補者（案）といたしたいとの答申を頂きました。

町といたしまして、答申を踏まえまして、指定管理者の候補者に選定いたしましたところでございます。

これらの経緯によりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、本議会に上程いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**平野隆久議長**

次に、議案第23号及び第24号についての内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

### 上野和彦農林水産課長

それでは、議案第23号についてご説明いたします。

議案書の93ページをお願いいたします。

議案第23号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町林業総合センターの指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 紀北町林業総合センター
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町便ノ山200番地  
名 称 森林組合おわせ  
代表者 代表理事組合長 土井 恭平
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和7年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

この林業総合センターにつきましては、平成7年度に農林業の振興、農林家の就業改善、地域住民の交流等を図ることを目的に便ノ山地区に研修集会施設として整備されたものでございます。

この林業総合センターの建物は、森林組合おわせの事務所に併設し、一体化された施設となっていることから、管理運営に当たり、利用者などへの対応、安全管理面などからも、現管理者である森林組合おわせが管理運営することで、効果的かつ効率的な運営が期待できることから、引き続き森林組合おわせを指定しようとするものでございます。

議案第23号についての説明は以上でございます。

### 上野和彦農林水産課長

続きまして、議案第24号についてご説明いたします。

議案書の94ページをお願いいたします。

議案第24号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町木材乾燥機場の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 紀北町木材乾燥機場
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町相賀1992番地6  
名称 海山木材協同組合  
代表者 代表理事 瀨中 秀文
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和7年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

この紀北町木材乾燥機場につきましては、平成11年度に旧海山町が2基の整備を行い、海山木材協同組合が整備した4基と合わせ、現在6基の乾燥機で運営を行っています。乾燥機の管理運営につきましては、熟練した技術が必要であり、今まで海山木材協同組合が管理運営を行ってきたところでございます。

この紀北町木材乾燥機場は、海山木材協同組合の乾燥機場と一体化された施設となっていることから、管理運営に当たり、利用者などへの対応、安全管理面などからも、現管理者である海山木材協同組合が管理運営することで、効果的かつ効率的な運営が期待できることから、引き続き海山木材協同組合を指定しようとするものでございます。

議案第24号についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第25号についての内容説明を求めます。

玉津商工観光課長。

## 玉津裕一商工観光課長

それでは、議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

議案書95ページをお願いいたします。

議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者を次のとおり指定する。

### 記

- 1 施設の名称 紀勢自動車道地域振興施設
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町長島2141番地  
名称 一般社団法人みえ熊野古道 J A P A N  
代表者 代表理事 藤村 達司
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和7年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

現指定管理者の指定期間は、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間で契約を交わしておりまして、本年3月31日をもって終了することになっております。

そこで、町といたしましては、紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の候補者をどのように選定するか検討いたしました。

今回議案上程いたしました一般社団法人みえ熊野古道 J A P A N は、公共性の高い団体、個別の利益に走らない団体、町内商工業者の人材育成や観光・物産開発が可能な団体、商工事業者が理解をして設立した団体、また、剰余金を配分することがない団体であり、かつ5年間にわたりまして紀勢自動車道地域振興施設を適切に管理・運営していただいた実績がございます。

そのようなことから、引き続き町がみえ熊野古道商工会及び一般社団法人みえ熊野古道 J

A P A Nとともに力を合わせ、紀北町の地域振興を進めていくことが最良と判断いたしましたので、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第5条の規定より、公募によらず、指定管理者の候補者として一般社団法人みえ熊野古道 J A P A Nを選定いたしました。

なお、指定管理料につきましては、物販・飲食を行っている1階部分は無料でございますが、2階部分の多目的室大・小の2室につきましては、平時において町内の観光や物産等を P R し、来訪者を町なかに誘導する場として主に利用することとしておりまして、指定管理者が営業を行えない部分であることから、その2室につきまして清掃等の維持管理をお願いいたしまして、電気代及び清掃代を指定管理料として年間37万3,000円に、消費税及び地方消費税を加算した額を予定しております。

説明については以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第26号についての内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

#### 井土誠生涯学習課長

それでは、議案第26号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書の96ページを御覧ください。

議案第26号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町健康増進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 紀北町健康増進施設
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町相賀417番地1  
名称 特定非営利活動法人海山スイミングクラブ  
代表者 理事長 川端 康樹
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から  
令和5年3月31日まで

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指

定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

紀北町健康増進施設は、平成29年7月1日から令和2年3月31日まで、当法人である特定非営利活動法人海山スイミングクラブが指定管理者として管理をしており、令和2年2月1日時点の会員数は計画当初の500人を大きく上回っております。

当法人は、これまで施設の管理運営に必要な人材や体制をしっかりと確保し、教育することで、魅力ある講座やスクールの実施につなげており、会員やビジターなどの利用者の拡大に貢献していただいております。地域に根差した当法人が運営を行うことで、計画以上の会員の獲得やビジター利用、スイミングスクールの運営などで利用率の向上が図られ、さらには利用者の憩いの場、触れ合いの場として活用いただいております。

また、町内に拠点を置く当法人が運営いただくことで、町内での雇用創出にも大きく貢献いただき、適切な施設の維持管理などと併せて、十分に施設の設置目的を達成していただいております。

これらのことから、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項第1号に規定する、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため特定の団体に管理させることが、適切な管理及び運営に資すると認められるときに該当すると認められるため、公募によらない指定管理者の候補者に選定いたしました。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第27号についての内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

#### 上野和彦農林水産課長

それでは、議案第27号についてご説明いたします。

議案書の97ページをお願いいたします。

議案第27号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業  
(令和元年度分)



- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 (変更前) 5億4,447万6,000円  
(変更後) 5億6,294万4,000円

4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、補助金の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

98ページをお願いいたします。

まず、今回提案させていただいております変更契約につきましては、国の漁港機能増進事業補助金の追加交付に伴い、三重県との委託事業契約について金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

この漁港機能増進事業補助金の追加交付により、矢口漁港海岸の漁港機能増進事業の対象事業費は1,493万円の増額となり、一方、農山漁村整備交付金では、交付金の総額に変更はございませんが、三浦漁港海岸の附帯工に係る事業費を2,050万円増額する必要が生じたことから、矢口漁港分の堤防工事の事業費の一部1,750万円と、町が実施予定であった用地及び補償費の300万円の計2,050万円を三浦漁港海岸に振り替える事業費の組替えを行っております。

これにより、事務費を除く事業費につきましては、三浦漁港海岸では2,050万円の増額、矢口漁港海岸では257万円の減額をしようとするものでございます。

それでは、資料1の説明に入らせていただきます。

令和元年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。

上の表が契約額の変更前、変更後の対照表、下の表が事業費概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表でございます。

三浦漁港海岸の事業費につきましては、変更前が3,000万円、変更後が5,050万円で、2,050万円の増額でございます。事務費につきましては、変更前が90万円、変更後が151万5,000円となり、61万5,000円の増額でございます。

次に、矢口漁港海岸の事業費につきましては、変更前が4億9,861万8,000円、変更後が4億9,604万8,000円となり、257万円の減額でございます。事務費につきましては、変更前が1,495万8,000円、変更後が1,488万1,000円となり、7万7,000円の減額でございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前が5億4,447万6,000円、変更後が5億6,294万4,000円となり、1,846万8,000円の増額となるもので、この金額により、三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の事業費概要をお願いいたします。

まず、令和元年度の三浦漁港海岸につきましては、農山漁村整備交付金事業により、仮設道路の撤去等の附帯工事を予定しており、工事区間内での処分を予定していた土砂の撤去が地元との調整の中で、地域外に搬出する必要が生じたことなどにより、附帯工の事業費を3,000万円から5,050万円に増額しようとするものでございます。

次に、矢口漁港海岸につきましては、まず、漁港機能増進事業補助金による事業でございますが、堤防工・附帯工を1億円から6,493万円に減額し、陸閘工を9,000万円から1億円に、水門工を6,000万円から1億円にそれぞれ増額するもので、陸閘工では、海域など堤防の外から安全に避難できるように、誘導用電光掲示板や誘導灯の設置に加え、新たに水門工では避難用の階段を設置するなど、安全対策による漁港機能の増進を図るための補助金の増額のほか、堤防工、陸閘工、水門工、いずれも事業の精査による事業費の組替えをしようとするものでございます。

次に、農山漁村地域整備交付金による事業でございますが、堤防工を9,861万8,000円から8,111万8,000円に変更しようとするものでございます。この減額となる1,750万円と用地費、補償費の300万円の合計2,050万円を三浦漁港海岸へ振り替えるものでございます。

町単事業の1億5,000万円につきましては、変更はございません。

続きまして、施行期間でございますが、三浦漁港海岸及び矢口漁港海岸共に翌年度に繰り越すことになったことから、令和3年3月31日までとするものでございます。

続きまして、99ページの資料2をお願いいたします。

これは三浦漁港海岸の計画平面図でございます。

次の100ページの資料3は、起点側の堤防標準断面図でございます。

資料 2 及び資料 3 共に緑色で着色された部分が今回事業費の増額変更をしようとする対象となる部分で、当初契約の範囲と変更はございません。

続きまして、101ページの資料 4 を御覧ください。

これは矢口漁港海岸の平面図でございます。矢口漁港につきましては、国の交付金や補助金で施工する A 区間と町単独事業で施工する B 区間に分かれております。ただし B 区間の中の水門については、国の漁港機能増進事業補助金による整備箇所でございます。

今回の漁港機能増進事業補助金の追加交付及び事業費の精査により、陸開工付近に電光掲示板や避難誘導灯などを一体的に整備するほか、水門工では水色でお示しました階段工を追加しようとするものでございます。

続きまして、102ページ、資料 5 は、A 区間における堤防工の予定箇所の標準断面図、103ページ、資料 6 は、B 区間における堤防工の予定箇所の標準断面図、104ページ、資料 7 は、B 区間に予定の水門に係る全体配置図、105ページの資料 8 は、A 区間に予定の陸開に係る全体配置図でございます。

今回、階段工の追加及び避難誘導設備の整備のほか、詳細設計により金額に変更が生じることとなりましたが、構造としましては標準断面図、水門工、陸開工共に当初契約と変更はございません。

議案第 27 号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第 28 号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

それでは、議案第 28 号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第 6 号）の内容について説明させていただきます。

予算書の 1 ページを御覧ください。

令和元年度紀北町一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度紀北町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 1,047 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110 億 6,575 万 2,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページを御覧ください。

第2表は繰越明許費でございます。

農林水産業費で6件、土木費で4件、災害復旧費で3件、合計13件、4億3,856万9,000円を令和2年度に繰り越ししようとするものでございます。

6ページを御覧ください。

第3表は地方債補正であります。

追加が、緊急自然災害防止対策事業で、限度額が1,100万円、変更が、過疎対策事業を4億2,990万円から4億1,610万円に、合併特例事業を14億520万円から13億9,280万円に、国補林道災害復旧事業を750万円から280万円に、町単林道災害復旧事業を600万円から220万円に、国補町道道路災害復旧事業を160万円から70万円に、町単町道道路災害復旧事業を160万円から150万円に、町単河川災害復旧事業を320万円から310万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は457万1,000円の増額で、老人ホーム入所負担金など、事業の実績見込みによるものでございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料は1,609万1,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の施設使用料の増額などでございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は7,797万3,000円の減額で、主に障害者自立支援給付費負担金3,065万4,000円の減額。

10ページを御覧ください。

子どものための教育・保育給付費負担金の園児数の減や公定価格の改定などによる3,984

万1,000円の減額などで実績見込みによるものでございます。

第2目・衛生費負担金は15万円の減額で、未熟児養育医療負担金の実績見込みによるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は265万5,000円の減額で、地方創生推進交付金などの実績見込によるものでございます。

第2目・民生費補助金は2,371万4,000円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金やプレミアム付商品券事業費補助金などの減額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は124万5,000円の増額で、母子保健衛生費国庫補助金の実績見込みによる減額と風しんワクチン接種緊急補助事業補助金は、県補助金からの組替えと実績見込みによる増額でございます。

第4目・農林水産業費補助金は1,419万1,000円の減額で、海岸保全施設整備事業費補助金の精算見込みによるものでございます。

11ページを御覧ください。

第6目・土木費補助金は1,347万5,000円の減額で、社会資本整備総合交付金の精算見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は56万6,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金などの精算見込みによるものでございます。

第9目・災害復旧費補助金は180万1,000円の減額で、町道道路災害復旧事業費補助金の精算見込みによるものでございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は20万9,000円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものでございます。

第2目・民生費負担金は2,941万5,000円の減額で、障害者介護給付費負担金の減額。

12ページを御覧ください。

施設型給付費・地域型保育給付費負担金の園児数の減や公定価格の改定などによる703万3,000円の減額などで実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費負担金は7万5,000円の減額で、未熟児養育医療負担金の実績見込みによるものでございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は130万6,000円の減額で、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金などの実績見込みによるものでございます。

第2目・民生費補助金は350万9,000円の減額で、地域生活支援事業費補助金や地域子ども

も・子育て支援事業補助金などの実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は191万4,000円の減額で、風しんワクチン接種緊急補助事業補助金は、国庫補助金への組替えと小児救急医療支援事業補助金などの実績見込みによるものでございます。

13ページを御覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は514万5,000円の増額で、市町営農山漁村地域整備事業費補助金などの増額と、造林事業費補助金の減額で、実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は364万6,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金などの実績見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は43万3,000円の減額で、放課後子ども教室推進事業費補助金などの実績見込みによるものでございます。

第9目・災害復旧費補助金は520万2,000円の増額で、林道災害復旧事業費の補助率の確定によるものでございます。

14ページを御覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は659万4,000円の減額で、知事選挙執行委託金などの確定によるものでございます。

第4目・農林水産業費委託金は2万5,000円の増額で、海岸維持修繕事業委託金の確定によるものでございます。

第6目・土木費委託金は514万5,000円の減額で、海岸及び港湾の清掃委託金などの実績見込みによるものでございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は7万円の増額で、農林水産課所管の町有地貸付収入の実績によるものでございます。

第2目・利子及び配当金は1万2,000円の増額で、基金運用利息の実績によるものでございます。

15ページを御覧ください。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は2万6,000円の増額で、町有林支障木伐採代金の実績によるものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は1億3,193万1,000円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は300万7,000円の減額で、基金充当事業の減額による

ものでございます。

16ページを御覧ください。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は139万1,000円の増額で、老人ホーム入所者受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は110万円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

第5項及び第6目共に雑入は294万2,000円の増額で、主に昨年の台風10号や19号などによる建物被害に対する町有財産建物災害共済保険金297万8,000円などで、実績見込みによるものでございます。

17ページを御覧ください。

第20款及び第1項共に町債、第4目・農林水産業債は1,870万円の減額で、農業債が県営ため池等整備事業債530万円、林業債が林道便石線舗装事業債100万円、水産業債が海岸保全施設整備事業債1,240万円の減額で、精算見込みなどによるものでございます。

第6目・土木債は390万円の増額で、道路橋りょう債710万円の減額は、町道整備事業など13事業の精算見込みなどによるもので、河川施設債1,100万円は緊急自然災害防止対策事業として、西町地区などの急傾斜地崩壊対策事業債を新たに計上するものでございます。

第7目・消防債は40万円の減額で、小型動力ポンプ付積載車購入事業債の確定によるものでございます。

第9目・災害復旧事業債は960万円の減額で、林道災害復旧事業と、18ページを御覧ください。

町道道路及び河川災害復旧事業の精算見込みなどによるものでございます。

これで歳入予算のご説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

19ページを御覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,714万3,000円の減額で、嘱託職員等賃金の精査等による644万6,000円の減額、総合住民情報システム運営事業1,069万7,000円の減額で、事業の精算見込みによるものなどでございます。

第5目・財産管理費は361万9,000円の減額で、主に庁舎管理事業690万円の減額は、庁舎常駐警備業務の実績などで、基金管理事業568万1,000円の増額は、地域づくり事業基金などへの積立てでございます。

第6目・企画費は641万8,000円の減額で、主に地域おこし協力隊受け入れ事業495万3,000円の減額は実績見込みによるものでございます。

20ページを御覧ください。

第7目・支所及び出張所費は590万円の減額で、海山総合支所管理事業の庁舎常駐警備業務などの実績によるものでございます。

21ページを御覧ください。

第4項・選挙費、第7目・参議院議員選挙費294万7,000円の減額は実績によるものでございます。

第9目・知事選挙費349万8,000円の減額は実績によるものでございます。

第10目・県議会議員選挙費7万7,000円の減額は実績によるものでございます。

23ページを御覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は2,860万9,000円の減額で、主にプレミアム付商品券事業1,850万円の減額で、事業の実績見込みなどによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は4,507万5,000円の減額で、主に障害者介護・訓練等給付事業4,615万7,000円の減額で、事業の実績見込みなどによるものでございます。

24ページを御覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は1,011万3,000円の減額で、主に老人福祉施設措置事業551万5,000円の減額で、事業の実績見込みなどによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は100万円の増額で、需用費などの実績見込みによるものでございます。

25ページを御覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は375万3,000円の減額で、放課後児童クラブ対策事業などの実績見込みによるものでございます。

第2目・保育所費は4,528万円の減額で、主に児童保育事業4,484万7,000円の減額は、公定価格改定及び実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は993万5,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

26ページを御覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費22万2,000円の増額は、



人件費の精算見込みによる248万6,000円の減額と、地域保健共通事業270万8,000円の増額は、前年度交付金の償還金の確定などによるものでございます。

第2目・予防費は466万6,000円の減額で、主に予防接種事業204万2,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

27ページを御覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は530万円の減額で、原池地区県営ため池等整備事業負担金の実績見込みによるものでございます。

第5目・農地費は24万4,000円の減額で、主に土地改良施設維持管理適正化事業57万5,000円の減額など実績見込みによるもので、一般土地改良事業36万1,000円の増額は、ため池浸水想定区域図作成のための事業委託料を新たに計上するものでございます。

28ページを御覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は109万3,000円の減額で、人件費の実績見込みによるものでございます。

第2目・林業振興費は31万8,000円の減額で、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・林業施設費は241万2,000円の減額で、林道改良事業の精算見込みによるものでございます。

第4目・町有林造成費1,051万7,000円の減額は実績見込みによるものでございます。

第5目・分収造林費110万円の減額は実績見込みによるものでございます。

29ページを御覧ください。

第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は69万9,000円の減額で、漁業振興対策事業39万9,000円の減額など実績見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費は1,376万6,000円の減額は、海岸保全施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

30ページを御覧ください。

第6款及び第1項共に商工費、第1目・商工総務費555万円の減額は、地方創生推進交付金事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・観光費は448万3,000円の増額で、主に紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業1,137万円の増額は、利用者の増による報償費の増額などによるものでございます。

31ページを御覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は、職員人件費への町営住宅使用料の充当額の変更による財源更正でございます。

32ページを御覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は831万3,000円の減額で、主に町道道路維持補修事業、橋りょう維持補修事業など事業の精算見込みなどによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1,097万2,000円の減額で、町道道路改良事業の町単分など事業の精算見込みによるものでございます。

33ページを御覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は331万5,000円の減額で、主に海岸環境清掃業務委託事業の実績見込みによるものなどでございます。

第2目・河川施設費100万円の減額は、土地購入費の実績見込みによるものでございます。

第3目・砂防費80万円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業の精算見込みによるものと、財源を緊急自然災害防止対策事業債で借入れすることによる財源更正でございます。

34ページを御覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費223万2,000円の減額は、港湾環境清掃業務委託事業の実績見込みによるものと、江ノ浦橋管理委託事業は、県委託金の実績見込みによる財源更正でございます。

35ページを御覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は1,429万9,000円の減額で、主に木造住宅耐震補強事業などの実績見込みによるものでございます。

36ページを御覧ください。

第8款及び第1項共に消防費、第3目・消防施設費41万円の減額は、小型動力ポンプ付積載車購入の精算によるものでございます。

第5目・災害対策費は135万円の減額で、防災推進事業の精算見込みによるものでございます。

37ページを御覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費111万4,000円の減額は、主にきほく子育て応援事業などの実績見込みによるものでございます

第4目・奨学費は204万円の減額で、実績見込みによるものなどでございます。

38ページを御覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は924万2,000円の減額で、特別支援学級児童介助教員設置事業や小学校学校コンピュータ整備事業などの実績見込みによるものでございます。

39ページを御覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は357万4,000円の減額で、嘱託職員等賃金や中学校教育コンピュータ整備事業などの実績見込みによるものでございます。

40ページを御覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は500万円の減額で、主に文化振興事業や地方創生推進交付金事業などの精算見込みなどによるものでございます。

第2目・公民館費は、公民館講座参加料の収入見込みによる財源更正でございます。

第4目・文化財調査費39万3,000円の減額は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の精算見込みによるものでございます。

41ページを御覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費424万円の減額は、地域おこし協力隊受け入れ事業などの精算見込みによるものでございます。

第2目・給食施設費は1,405万円の減額で、主に学校給食センター管理運営事業などの実績見込みによるものでございます。

第3目・体育施設費は310万円の減額で、42ページを御覧ください。

主に健康増進施設管理事業の維持費の精算見込みによるものでございます。

43ページを御覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費は、国庫補助金の確定及び地方債の起債見込みによる財源更正でございます。

44ページを御覧ください。

第10款・災害復旧費、第3項・公共土木施設災害復旧費、第1目・道路橋りょう災害復旧費270万円の減額は、国補町道道路災害復旧事業の減額は精算見込みによるもので、町単町道道路災害復旧事業は、地方債の借入れ見込みによる財源更正でございます。

第2目・河川災害復旧費は、地方債の起債見込みによる財源更正でございます。

45ページと46ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、46ページの合計欄を御覧ください。

前年度末現在高は121億1,639万8,000円で、当該年度中の起債見込み額が今回の2,480万円

の減額で、補正後の見込み額としましては24億5,225万円となり、当該年度中の元金償還見込み額の12億6,945万2,000円を差し引きしますと、当該年度末現在高見込み額は132億9,919万6,000円となる見込みでございます。

次に、47ページの給与費明細書を御覧ください。

その他の特別職の報酬が、実績見込みにより143万8,000円の減額で、補正後の合計額としましては1億4,727万2,000円となる見込みでございます。

48ページを御覧ください。

一般職の総括で給料が303万7,000円、職員手当が445万5,000円の減額で、主に職員の育児休業によるものでございます。

これにより、合計749万2,000円の減額となり、補正後の合計額としましては12億4,382万1,000円となる見込みでございます。

以上で、令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 平野隆久議長

ここで、2時25分まで暫時休憩いたします。

(午後 2時 14分)

---

#### 平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時 25分)

---

#### 平野隆久議長

次に、議案第29号、議案第30号の2件についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

#### 上村毅住民課長

それでは、議案第29号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,957万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページを御覧ください。

第1款、第1項共に国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料につきましては1,041万7,000円を減額し、3億3,381万9,000円にしようとするものでありますが、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等国民健康保険料につきましては142万1,000円を減額し、86万8,000円にしようとするものでありますが、第1目と同様に、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

8ページを御覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金につきましては1億937万8,000円を増額し、16億7,298万5,000円にしようとするものでありますが、普通交付金及び特別交付金の決定に伴うものでございます。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては878万8,000円を減額し、1億6,865万円にしようとするものでございますが、保険基盤安定繰入金の保険料の軽減分346万4,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金445万円の減額、保険基盤安定繰入金の保険者支援分87万4,000円の減額は、いずれも繰り入れ金額の決定によるものでございます。

9ページを御覧ください。

第2項、第1目共に、積立基金繰入金につきましては1,843万3,000円を増額し、2,045万2,000円にしようとするものでございますが、繰り入れ金額の決定によるものでございます。

第7款・諸収入、第4項、第7目共に雑入につきましては79万8,000円を増額し、79万9,000円にしようとするものでございますが、退職被保険者等納付金の返還額の決定によるものでございます。

10ページを御覧ください。

第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第5目・社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては194万円を増額し、第2目・国民健康保険制度関係業務事業費補助金につきましては7万8,000円を増額しようとするものでございますが、補助金額の決定によるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、財源更正でございませう。

12ページを御覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては9,148万7,000円を増額し、13億7,369万3,000円に、第3目・一般被保険者療養費につきましては172万6,000円を増額し、1,040万1,000円にしようとするもので、事業負担金の精算見込みによるものでございます。

13ページを御覧ください。

第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費につきましては1,669万2,000円を増額し、2億1,892万4,000円にしようとするもので、事業負担金の精算見込みによるものでございませう。

14ページをお願いいたします。

第4項・出産育児諸費、第1目・出産育児一時金につきましては、財源の更正でございませう。

15ページを御覧ください。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目・一般被保険者保険料還付金につきましては9万6,000円を増額し、159万6,000円にしようとするもので、精算見込みによるものでございませう。

以上で、議案第29号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

#### 上村毅住民課長

続きまして、議案第30号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和元年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,328万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

第1款、第1項共に後期高齢者医療保険料、第1目・特別徴収保険料は797万6,000円を増額し、1億1,080万円に、第2目・普通徴収保険料は534万4,000円を減額し、4,953万8,000円にしようとするものでございますが、保険料納付金の見込み額の変更に伴うものでございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は87万7,000円を減額し、3億1,036万8,000円にしようとするものでございますが、後期高齢者医療広域連合の納付金額の決定によるものでございます。

第2目の保険基盤安定繰入金は372万1,000円を減額し、8,545万円にしようとするものでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定によるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第2款、第1項、第1目共に後期高齢者医療広域連合納付金につきましては196万6,000円を減額し、5億4,689万1,000円にしようとするものでございますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによるものでございます。

以上で、議案第30号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第31号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

#### 中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第31号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,417万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,179万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第2目・施設介護サービス費収入は2,513万7,000円を減額して、1億3,982万4,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減であります。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は1,095万9,000円を増額するものであります。施設介護サービス費収入の減額に伴う基金か



らの繰り入れであります。

続きまして、歳出予算の内容を説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は325万4,000円を減額し、1億6,772万円とするものであります。

老人ホーム管理運営事業の減額で、嘱託職員等賃金の実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

8ページを御覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は6万円を増額し、402万6,000円とするものであります。修繕料の実績見込みに基づく増額を行うものでございます。

9ページを御覧ください。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、収支を考慮し、1,098万4,000円を全て減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **平野隆久議長**

次に、議案第32号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

#### **上野隆志水道課長**

議案第32号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,168万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額505万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,460万4,000円、建設改良積立金1,202万4,000円で補てんするものとする。）に

改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款 資本的支出の既決予定額2億7,766万2,000円から補正予定額750万円を減額し、計を2億7,016万2,000円に。

第1項 建設改良費の、既決予定額1億4,656万円から補正予定額750万円を減額し、計を1億3,906万円に補正するものでございます。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算実施計画説明書により説明させていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画説明書

資本的支出の支出につきましては、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費から750万円を減額し、1億3,192万2,000円とするものでございます。

この減額は、江竜橋架け替え工事に伴う支障移転工事に係るものでございまして、江竜橋の架け替え工事が繰り越し事業となりましたことから今回減額させていただき、新年度改めて計上させていただくものでございます。

以上で、議案第32号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第33号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

それでは、議案第33号 令和2年度紀北町一般会計予算の内容について説明させていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

令和2年度紀北町一般会計予算

令和2年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106億9,121万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページを御覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

8ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。複合機賃貸借契約など、全部で15件でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計16億7,270万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出の内容を説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は4億7,889万6,000円でございます。

第2目・法人は7,342万8,000円でございます。

第2項及び第1目共に固定資産税は6億1,082万2,000円でございます。

13ページを御覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は328万円でございます。

第3項・軽自動車税、第1目・環境性能割は5,198万円でございます。

第4項及び第1目共に町たばこ税は9,248万2,000円でございます。

14ページを御覧ください。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目共に地方揮発油譲与税は1,900万円でございます。

第2項及び第1目共に自動車重量譲与税は5,000万円でございます。

新設されました第4項及び第1目共に森林環境譲与税は4,614万7,000円でございます。

15ページを御覧ください。

第3款、第1項、第1目共に利子割交付金は113万3,000円でございます。

第4款、第1項、第1目共に配当割交付金は664万1,000円でございます。

第5款、第1項、第1目共に株式等譲渡所得割交付金は630万8,000円でございます。

16ページを御覧ください。

第6款、第1項、第1目共に地方消費税交付金は3億1,600万円でございます。

第7款、第1項、第1目共に環境性能割交付金は1,030万円でございます。

第8款、第1項、第1目共に地方特例交付金は880万円でございます。

17ページを御覧ください。

第9款、第1項、第1目共に地方交付税は39億5,400万円で、内訳としましては、普通交付税が36億8,300万円、特別交付税が2億7,100万円でございます。

第10款、第1項、第1目共に交通安全対策特別交付金は110万円でございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は3,144万6,000円で、私立保育所保育料負担金1,584万円などがございます。

18ページを御覧ください。

第3目・衛生費負担金は10万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は181万2,000円で、小松原住宅使用料108万円などがございます。

第2目・民生使用料は3,000円で、老人福祉センター使用料でございます。

第3目・衛生使用料は693万7,000円で、一般廃棄物処理施設使用料432万円などがございます。

第4目・農林水産使用料は174万円で、和具の浜海水浴場駐車場料金171万2,000円などで

ございます。

19ページを御覧ください。

第5目・商工使用料は7,695万4,000円で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料5,262万3,000円などがございます。

第6目・土木使用料は4,735万円で、町営住宅使用料4,272万4,000円などがございます。

第7目・教育使用料は4,573万6,000円で、20ページを御覧ください。

健康増進施設使用料4,250万3,000円などがございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は796万円で、戸籍手数料421万7,000円などがございます。

21ページを御覧ください。

第3目・衛生手数料は68万6,000円で、狂犬病予防注射済票交付手数料40万3,000円などがございます。

第4目・農林水産手数料は1万円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございました。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は5億5,250万9,000円で、障害者自立支援給付費負担金2億1,613万1,000円、子どものための教育・保育給付費負担金2億744万4,000円などがございます。

第2目・衛生費負担金は45万円で、未熟児養育医療負担金でございました。

22ページを御覧ください。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金2,833万9,000円は、個人番号カード交付事業費補助金958万8,000円などがございます。

第2目・民生費補助金1,706万9,000円は、子ども・子育て支援交付金916万9,000円などがございます。

第3目・衛生費補助金610万7,000円は、循環型社会形成推進交付金505万円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は7,500万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございました。

第6目・土木費補助金6,103万1,000円は、社会資本整備総合交付金でございました。

第8目・教育費補助金609万2,000円は、23ページを御覧ください。

特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金312万7,000円などがございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は29万2,000円で、中長期在留者住居地届出等事

務委託費27万3,000円などがございます。

第2目・民生費委託金は381万7,000円で、国民年金事務委託金369万9,000円などがございます。

24ページを御覧ください。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は98万8,000円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は3億6,832万1,000円で、主に障害者介護給付費負担金1億667万8,000円などがございます。

第3目・衛生費負担金は22万5,000円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金476万円は、三重県高齢者等の移動手段の確保に向けた地域モデル事業費補助金265万3,000円などがございます。

25ページを御覧ください。

第2目・民生費補助金は6,917万6,000円で、心身障害者医療費補助金3,525万円などがございます。

第3目・衛生費補助金は464万5,000円で、浄化槽設置促進事業補助金281万3,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は8,740万3,000円で、26ページを御覧ください。

連携枠分のみえ森と緑の県民税市町交付金1,960万3,000円などがございます。

第5目・商工費補助金は45万8,000円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は484万1,000円で、木造住宅耐震補強事業費補助金270万円などがございます。

第8目・教育費補助金は387万9,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金137万2,000円などがございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,159万9,000円で、老人ホーム赤羽寮の改修費などに充当する交付金でございます。

27ページを御覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は3,091万円で、県民税徴収取扱委託金2,130万9,000円などがございます。

第4目・農林水産業費委託金は185万円で、海岸維持修繕事業委託金180万円などがございます。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、主に海岸清掃委託金640万円などがございます。

第7目・消防費委託金は180万円で、樋門管理委託金でございます。

28ページを御覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は583万3,000円で、主に町有地の貸付料388万9,000円でございます。

第2目・利子及び配当金は888万3,000円で、基金運用利息886万5,000円などがございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は204万6,000円で、普通財産売払収入でございます。

第2目・物品売払収入は200万円でございます。

29ページを御覧ください。

第16款及び第1項共に寄附金、第1目・総務費寄附金1億2,000万円は、ふるさと寄附金でございます。

第4目・農林水産業費寄附金は60万円で、水産業強化支援事業費寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は8億4,149万5,000円でございます。

第2目・減債基金繰入金は2億円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は3,811万円で、観光推進事業など5事業に充当するものでございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は1,380万3,000円で、書庫の整備費などに充当するものでございます。

30ページを御覧ください。

ふるさと応援基金繰入金は9,273万7,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に6,800万8,000円と、9事業に2,472万9,000円を充当するものでございます。

第18款、第1項、第1目共に繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は711万4,000円でございます。

31ページを御覧ください。

第2目・加算金は1,000円でございます。

第2項及び第1目共に町預金利子は1,000円で、現金運用利子でございます。

第3項及び第1目共に貸付金元利収入は871万円で、奨学資金貸付金返還金721万円などがございます。

32ページを御覧ください

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は4,723万8,000円で、地域支援事業受託事業収入4,312万円などがございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は1,001万5,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入992万5,000円などがございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入3億72万4,000円は、34ページを御覧ください。

相賀橋架け替えに伴う三重県からの町民センター等移転補償費2億985万5,000円、35ページを御覧ください。

三重ごみ固形燃料発電事業精算金3,120万円などがございます。

37ページを御覧ください。

第20款及び第1項共に町債、第1目・総務債1億580万円は、過疎地域自立促進特別事業債で、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業など19事業に充当するものがございます。

第4目・農林水産業債は2億510万円のうち、農業債は1,780万円で、県営ため池等整備事業債など、林業債は1,660万円で、林道便石線舗装事業債などで過疎債でございます。

水産業債は1億7,070万円で、海岸保全施設整備事業債は合併特例事業債、海野浦漁港樋門整備事業債は過疎債でございます。

第6目・土木債、道路橋りょう債1億9,220万円は全て過疎債で、町道白浦線道路整備事業など19事業に充当するものがございます。

38ページを御覧ください。

河川施設債1,200万円は、西町地区急傾斜地崩壊対策事業負担金に充当するもので、緊急自然災害防災対策債でございます。

第7目・消防債9億890万円は、小型動力ポンプ付積載車購入事業債、消火栓新設事業債、資機材搬送車整備事業債が過疎債で、39ページを御覧ください。

避難路誘導灯設置事業債が合併特例債、防災倉庫整備事業債、防災行政無線整備事業債が



緊急防災・減災事業債でございます。

第8目・教育債5,170万円は、海山図書室整備事業債で過疎債でございます。

第10目・臨時財政対策債は1億9,700万円でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出予算を説明させていただきます。

人件費及び会計年度任用職員人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

令和2年度より嘱託職員等が会計年度任用職員となることから、7節・賃金が削除され、1節の報酬等で支払うこととなります。これにより、8節・報償費から1節ずつ繰り上げをしております。

40ページを御覧ください。

第1款、第1項、第1目共に議会費は1億158万4,000円で、議会活動及び議会事務局運営事業7,367万9,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

42ページを御覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億7,651万8,000円で、主な事業としましては、総合住民情報システム運営事業6,038万9,000円は、システムの運用費や証明書等のコンビニエンスストア等で交付するために要する経費などでございます。

45ページを御覧ください。

第2目・文書広報費は6,919万5,000円で、主な事業としましては、一般広報・広聴事業の1,240万8,000円が、広報きほくの発行に要する経費、CATV行政放送事業1,995万6,000円が、行政放送番組ふるさと紀北町の番組の制作などに要する経費、文書取扱事業3,058万2,000円は、文書の処理や旧志子小学校を書庫に改修する工事などに要する経費でございます。

第3目・財政管理費は445万2,000円で、予算編成や執行管理に要する経費などでございます。

46ページを御覧ください。

第4目・会計管理費は140万7,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は3億7,055万円で、主な事業としましては、庁舎管理事業4,591万1,000円が、本庁舎や職員用パソコンの維持管理、修繕などに要する経費で、町有財産管理事業1億2,591万3,000円が、相賀橋架け替えに伴う町民センターの解体などに要する経費で

ございます。

基金管理事業 1 億 6,379 万 6,000 円は、ふるさと応援基金積立金 1 億 2,000 万円、森林環境譲与税基金積立金 3,082 万 6,000 円のほか、地域づくり事業基金や基金運用利息などの積立てに要する経費でございます。

47 ページを御覧ください。

第 6 目・企画費は 1 億 4,357 万 9,000 円で、主な事業としましては、地方バス運行対策事業 3,249 万 8,000 円が、長島尾鷲線等の維持及び廃止代替バス河合線や自主運行バスのいこかバス、新交通システムの実証などに要する経費、高度情報化推進事業 2,112 万 6,000 円は、施設間ネットワークなどを含む行政内の情報システムの維持管理及び地域情報化計画策定に要する経費、ふるさと寄附金推進事業 6,800 万 8,000 円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品などに要する経費でございます。

48 ページを御覧ください。

第 7 目・支所及び出張所費は 3,685 万 5,000 円で、主な事業としましては、海山総合支所管理事業 2,717 万 9,000 円が、海山総合支所の維持管理に要する経費でございます。

49 ページを御覧ください。

第 8 目・公平委員会費 7 万 4,000 円は、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第 10 目・生活安全推進費 367 万 1,000 円は、防犯活動や交通安全対策に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。

50 ページを御覧ください。

第 12 目・諸費 680 万 2,000 円は、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などでございます。

第 13 目・地域振興費 500 万円は、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するための事業補助金でございます。

51 ページを御覧ください。

第 2 項・徴税費、第 1 目・税務総務費は 8,039 万 2,000 円で、税務一般事務事業の 1,679 万 9,000 円は、地番図等の修正委託料などでございます。

52 ページを御覧ください。

第 2 目・賦課徴収費は 708 万 9,000 円で、コンビニエンスストアでの町税等の納付システム構築や徴収等に要する経費でございます。

53 ページを御覧ください。

第3項及び第1目共に戸籍住民基本台帳費は7,287万9,000円で、主な事業としましては、戸籍電算管理事業1,751万5,000円などがございます。

55ページを御覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は878万円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

56ページを御覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は908万3,000円で、国勢調査など指定統計調査に要する経費でございます。

57ページを御覧ください。

第6項及び第1目共に監査委員費は81万4,000円で、監査委員2名分の報酬などがございます。

58ページを御覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は8億2,333万6,000円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億6,696万5,000円や民生共通事務事業5,715万4,000円は、旧引本小学校を社会福祉協議会海山事務所などとするための改修費などで、紀北広域連合運営事業4億5,386万2,000円は、紀北広域連合への負担金でございます。

59ページを御覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億5,496万3,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業7,071万3,000円が、心身障害者の方への医療費助成に要する経費で、60ページを御覧ください。

障害者介護・訓練等給付事業4億2,668万9,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は2,361万5,000円で、国民年金事務に要する経費でございます。

62ページを御覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億4,223万8,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業（町単）の事業費1,475万5,000円が社会福祉大会などの社会福祉協議会への委託料や、寝たきり老人等福祉保健手当などの経費で、老人福祉施設措置事業3,274万円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費や後期高齢者医療特別会計繰出金4億2,951万2,000円でございます。

63ページを御覧ください。

第2目・養護老人ホーム費は1億855万1,000円で、老人ホーム管理運営事業3,997万4,000円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営及び渡り廊下等の改修に要する経費でございます。

65ページを御覧ください。

第3目・介護保険費は31万6,000円で、介護保険徴収委託料でございます。

第4目・老人保健費は1,000円で、事務に係る手数料でございます。

66ページを御覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は3,542万円で、主な事業としましては、子育て支援センター設置事業1,701万7,000円が、民間の子育て支援センターへの事業委託、放課後児童クラブ対策事業1,796万6,000円は、放課後の児童対策のための事業補助金でございます。

第2目・保育所費は4億5,899万4,000円で、主な事業としましては、私立保育所保育対策事業1,303万1,000円が、私立保育所の保育対策を支援する町単の事業補助金で、児童保育事業4億4,586万4,000円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所7園への事業補助金でございます。

第3目・児童措置費は1億4,701万8,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は4,971万4,000円で、一人親家庭等医療費助成事業が1,331万7,000円、子ども医療費助成事業が3,639万7,000円は、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達後の年度末までの子どもの入院医療費の助成に要する経費でございます。

第5目・へき地保育所費は8万3,000円で、建物の維持に要する経費でございます。

67ページを御覧ください。

第4項及び第1目共に災害救助費22万2,000円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

68ページを御覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億9,263万4,000円で、主な事業としましては、地域保健共通事業7,250万8,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金や尾鷲総合病院への財政支援のための補助金などがございます。

69ページを御覧ください。

第2目・予防費は6,833万7,000円で、主な事業としましては、予防接種事業2,974万7,000

円が、任意予防接種の接種費用の一部助成を含む予防接種に要する経費で、ガン検診事業2,404万1,000円が、各種ガン検診などに要する経費でございます。

第3目・環境衛生費は5,153万4,000円で、70ページを御覧ください。

主な事業としましては、火葬場及び霊柩車管理運営事業2,296万6,000円が、浄聖苑の管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金、霊柩車の更新費など、浄化槽設置整備事業1,603万7,000円は、合併浄化槽設置整備事業費補助金などで、環境保全監視調査事業518万2,000円は、水質・大気・土壌等の監視調査等に要する経費でございます。

71ページを御覧ください。

第4目・環境保全費は42万9,000円で、環境美化の推進に要する経費でございます。

72ページを御覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億7,574万2,000円でございます。

73ページを御覧ください。

第2目・塵芥処理費は5億1,884万5,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業3億4,984万円が、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費、ごみ収集処理事業7,237万1,000円が、町内のごみ収集に要する経費でございます。

74ページを御覧ください。

第3目・し尿処理費は8,504万4,000円で、クリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

76ページを御覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は5,806万4,000円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

77ページを御覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は793万6,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は4,726万8,000円で、主な事業としましては、78ページを御覧ください。

農業用施設管理事業1,200万5,000円が、県営ため池整備等整備事業負担金1,030万円を含む農業用施設の維持管理に要する経費でございます。

79ページを御覧ください。

第5目・農地費は7,182万5,000円で、主な事業としましては、海岸環境整備事業3,890万

7,000円が、黒浜海水浴場進入路の法面修繕や農地関係の海水浴場3カ所の維持管理に要する経費、有害鳥獣駆除事業950万9,000円は、捕獲や駆除などに要する経費でございます。

81ページを御覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は4,083万3,000円で、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

82ページを御覧ください。

第2目・林業振興費は5,296万1,000円で、主な事業としましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業3,110万3,000円で、間伐等の事業委託、河川周辺の立枯木整備や人家裏の危険木の伐採への事業補助金などでございます。

第3目・林業施設費2,878万8,000円は、林道・治山関係事業1,678万8,000円が林道便石線舗装工事のほか町管理の林道等の維持管理に要する経費で、林道改良事業1,200万円が向井山橋の修繕工事でございます。

第4目・町有林造成費は5,896万3,000円で、町有林の保育、管理等を実施する経費でございます。

84ページを御覧ください。

第5目・分収造林費は992万5,000円で、分収造林の受託事業でございます。

85ページを御覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,144万6,000円で、水産業の総合的な企画運営に要する経費で、関係団体等への負担金などでございます。

第2目・水産業振興費は2,613万2,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業839万6,000円が漁業近代化利子補給金補助金や漁業協同組合の施設修繕補助金などで、86ページを御覧ください。

水産業強化支援事業600万円は、イセエビの増殖を図るための築いその整備でございます。

第3目・漁港管理費は2億8,915万5,000円で、漁港管理事業3,044万3,000円が海野浦漁港の樋門設置工事など、漁港の維持管理に要する経費で、海岸保全施設整備事業2億5,871万2,000円が矢口漁港の海岸施設の堤防等の改修で、継続事業でございます。

88ページを御覧ください。

第6款及び第1項共に商工費、第1目・商工総務費は5,333万3,000円で、主な事業としましては、消費者行政に要する経費などでございます。

89ページを御覧ください。

第2目・商工業振興費は4,358万1,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円が、みえ熊野古道商工会に対する補助金でございます。その他ふれあい広場マンドロや道の駅、地域振興施設の管理運営に要する経費などがございます。

第3目・観光費は1億7,299万6,000円で、主な事業としましては、温泉施設管理運営事業3,092万1,000円が古里温泉の管理運営に要する経費で、90ページを御覧ください。

紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業5,316万1,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費で、観光振興事業2,243万6,000円は、ラジオなどのPR番組の制作委託や紀北町観光協会への事業補助金などに要する経費でございます。

92ページを御覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は9,862万1,000円で、土木事業推進及び土木関係事業や道路台帳の修正などに要する経費でございます。

94ページを御覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は720万円で、道路関係団体負担金などがございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億3,670万1,000円で、町道道路維持補修事業3,750万7,000円が町道の維持補修に要する経費、交通安全対策事業1,789万5,000円が町道の交通安全に係る経費、橋りょう維持補修事業7,240万円が橋りょう長寿命化のための修繕計画の策定及び改修工事に要する経費でございます。

95ページを御覧ください。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1億6,867万4,000円で、町道道路改良事業の町単分1億1,438万円は、町単独の道路改良10事業などに要する経費、下排水路整備事業939万4,000円は、下排水路の整備改修等に要する経費、町道道路改良事業の舗装4,490万円は、町道の舗装6事業に要する経費でございます。

96ページを御覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は822万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は1,800万円で、河川改修2事業及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は1,600万円で、急傾斜地崩壊対策事業の県営事業負担金でございます。

97ページを御覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,456万8,000円で、主な事業としましては、港湾環境清掃業務委託事業455万円、江ノ浦橋管理委託事業922万6,000円などがございます。

第2目・港湾施設費の500万円は、平成25年度から事業を実施しております江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

98ページを御覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は655万5,000円で、都市計画の事務処理などに要する経費などがございます。

第2目・公園費は402万8,000円で、都市公園の整備や管理に要する経費でございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

99ページを御覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は3,684万1,000円で、町営住宅管理事業2,074万8,000円のほか、木造住宅耐震診断、耐震補強事業などに要する経費でございます。

100ページを御覧ください。

第8款及び第1項共に消防費、第1目が常備消防費は4億9,216万6,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は3,879万9,000円で、主な事業としましては、消防団出動事業900万円が消防団員の出動・訓練などの報酬で、消防団員活動事業2,592万6,000円は、消防団員の年報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は1,671万7,000円で、101ページを御覧ください。

主な事業としまして、消防施設・機械器具整備事業904万9,000円で、消防団の小型動力ポンプ付積載車1台の更新等に要する経費でございます。

第4目・水防費は1,143万4,000円で、河川海岸水防対策に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は9億3,930万1,000円で、主な事業としましては、災害対策事業1,281万4,000円が、非常用備蓄品や発電用備品の購入、施設の維持管理など災害対策に要する経費で、102ページを御覧ください。

防災行政無線整備事業9億807万7,000円は、同報系防災行政無線のデジタル化の整備費と戸別受信機を全戸配布するための購入費などがございます。

103ページを御覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万1,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。



第2目・事務局費は9,701万3,000円で、主な事業としましては、児童生徒スクールバス運行事業2,248万8,000円は、運行費と閉校する海野小学校のスクールバス1台の購入に要する経費でございます。

104ページを御覧ください。

第3目・教育振興費は994万7,000円で、主な事業としましては、きほく子育て応援事業609万1,000円が子育て支援のための小学校入学時の入学用品の支給と、幼稚園児及び多子世帯の小中学校の給食費の支援に要する経費でございます。

105ページを御覧ください。

第4目・奨学費は1,076万円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

106ページを御覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億7,373万9,000円で、主な事業としましては、小学校管理運営事業4,615万2,000円は、小学校9校分の維持管理に要する経費で、特別支援学級児童介助教員設置事業3,608万7,000円は、介助員及び介助教員14名の配置に要する経費、小学校教育コンピュータ整備事業1,617万5,000円は校内LANの構築など、ALT事業1,983万6,000円は、ALT4名の経費でございます。

107ページを御覧ください。

第2目・教育振興費は2,553万5,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,215万7,000円で、小学校9校の教育振興に要する経費でございます。

108ページを御覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は6,607万1,000円で、主な事業としましては、中学校管理運営事業3,233万7,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費で、特別支援学級生徒介助教員設置事業1,031万3,000円は、介助教員及び介助員4名の配置に要する経費、中学校教育コンピュータ整備事業753万5,000円は、校内LANの構築などに要する経費でございます。

109ページを御覧ください。

第2目・教育振興費は2,328万8,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業が1,342万5,000円で、中学校4校の教育振興に要する経費などでございます。

110ページを御覧ください。

第4項及び第1目共に幼稚園費は6,240万6,000円で、幼稚園管理運営事業2,646万8,000円は、管理運営、施設修繕費と用地の購入に要する経費でございます。

112ページを御覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は2億864万8,000円で、主な事業としましては、文化振興事業1,579万1,000円が文化等の振興に、松阪市の瀬古食品様よりご寄附いただいた1,000万円を活用し、公民館2館のピアノの更新費などに、社会教育施設整備事業5,516万6,000円は、海山図書室等の整備に要する経費でございます。

113ページを御覧ください。

第2目・公民館費は2,320万8,000円で、公民館2館の管理運営や修繕に要する経費でございます。

114ページを御覧ください。

第3目・郷土資料館費は152万9,000円で、郷土資料室2カ所の管理運営に要する経費でございます。

115ページを御覧ください。

第4目・文化財調査費は678万7,000円で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業469万1,000円のほか、熊野古道の保全などに要する経費などでございます。

116ページを御覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は2,499万8,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業484万2,000円のほか、令和3年の三重とこわか国体に向けた国民体育大会推進事業1,191万1,000円は、2つのリハーサル大会の運営費などでございます。

117ページを御覧ください。

第2目・給食施設費は1億4,605万4,000円で、学校給食センター2施設などの管理運営に要する経費でございます。

118ページを御覧ください。

第3目・体育施設費は8,176万9,000円で、主な事業としましては、東長島スポーツ公園管理事業1,066万9,000円で、体育館照明のLED化や維持管理に要する経費、119ページを御覧ください。

健康増進施設管理事業6,002万5,000円は、紀北健康センターの指定管理料のほか維持管理に要する経費でございます。

120ページを御覧ください。

第11款及び第1項共に公債費、第1目・元金は13億3,270万8,000円で、長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は4,819万8,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。  
121ページを御覧ください。

第14款、第1項、第1目共に予備費は1,000万円でございます。

122ページから126ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

127ページと128ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございます。

128ページの合計の欄を御覧ください。

地方債残高の合計は、前々年度末現在高の平成30年度末では121億1,639万8,000円で、前年度末現在高の令和元年度末では、132億9,919万6,000円となる見込みでございます。これに当該年度の令和2年度中の増減見込みとしまして、起債借入見込み額の16億7,270万円を加え、元金の償還見込み額の13億3,270万8,000円を差し引きしますと、令和2年度末現在高は136億3,918万8,000円となる見込みでございます。

次に、129ページ以降は給与費明細書でございます。

まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役のPersonnel費につきましては、年間所要額は合計3,560万1,000円でございます。

議員につきましては、16名分の報酬などで、年間所要額は合計6,645万7,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など940人分の報酬で、年間所要額は4,316万1,000円でございます。

130ページを御覧ください。

令和2年度より会計年度任用職員制度が始まり、職員Personnel費に含めることとなったことにより、総括は合計額となっております。合計で16億9,414万円でございます。

説明につきましては、職員と会計年度任用職員をそれぞれで説明させていただきます。

131ページを御覧ください。

先に職員分を説明いたします。

職員数は、前年度より1人減の175人、再任用短時間勤務職員が3人増の5人でございます。給料は6億6,341万9,000円、職員手当3億6,375万6,000円、共済費は2億1,467万8,000円で、合計12億4,185万3,000円でございます。前年度と比較し、給料が659万5,000円の増、職員手当が657万円の減、共済費が95万1,000円の増、合計で97万6,000円の増となります。

主な増額の要因といたしましては、職員の昇給、昇格や令和元年度の勤勉手当の支給率引上げなど給与改定の影響によるもので、職員手当の減額につきましては、令和2年度に選挙

が予定されていないことから、時間外勤務手当等の減によるものでございます。

次に、会計年度任用職員分につきましては、132ページを御覧ください。

会計年度任用職員は、全員パートタイム会計年度任用職員であり、職員数は182人、報酬は3億3,090万円、職員手当が5,666万2,000円、共済費は6,472万5,000円で、合計4億5,228万7,000円でございます。

134ページのアの職員1人当たりの給与から、138ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当等の状況を示したものでございます。

以上で、令和2年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 平野隆久議長

ここで、3時45分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 31分)

---

#### 平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 3時 45分)

---

#### 平野隆久議長

次に、議案第34号、議案第35号の2件についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

#### 上村毅住民課長

それでは議案第34号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして説明させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億648万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

令和2年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億648万2,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ9,482万2,000円増額の予算を計上させていただいております。

それでは、内容につきまして予算に関する説明書で歳入からご説明させていただきますので、予算書の7ページを御覧ください。

第1款、第1項共に国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億3,300万1,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料23万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

保険料率につきましては、令和元年度と変わりなく据え置いております。

8ページをお願いいたします。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促に係る手数料でございます。

9ページを御覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目の保険給付費等交付金16億7,556万9,000円は、普通交付金で16億2,292万4,000円を計上しておりますが、これは国保の財政運営を行う上での基礎的な交付金となりますが、町が行う保険給付に応じて同額を県が交付するものでございます。

特別交付金は5,264万5,000円計上いたしておりますが、これは特殊事情による財政難の不均衡を調整する等を目的に交付されるものでございます。

内訳といたしましては、努力支援の634万4,000円は、生活習慣病予防やジェネリック医薬品の推進に取り組むなど、医療費を抑制する自治体に対して交付されるものでございます。特別調整交付金の136万3,000円は、国保の経営改善につながるような取組みに対し交付されるものでございます。県繰入金3,764万6,000円は、保険者の責めによらない医療費の増や災害等、地域の事情に応じて交付されるものでございます。特定健康診査等負担金729万2,000円は、特定健診に係る補助基準額の3分の2の率の負担金を計上いたしております。

第4款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

10ページを御覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては1億6,696万5,000円でございますが、一般会計から国保会計へ繰り入れるものでございます。これは保険基盤安定繰入金で、保険料軽減分に係るものや職員給与費分などの交付税措置のある法定分の繰り入れでございます。

11ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第2項、第1目共に積立基金繰入金につきましては、財政調整のために基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、1,765万5,000円を計上いたしております。

第6款、第1項、第1目共に繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、令和元年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第7款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

12ページをお願いいたします。

第7款・諸収入、第4項・雑入、第3目・一般被保険者第三者納付金100万円と、第4目・退職被保険者等第三者納付金1,000円は、それぞれ交通事故による損害賠償金でございます。

第5目・一般被保険者返納金と、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第5目・社会保障・税番号制度システム整備費補助金203万2,000円は、医療機関でマイナンバーカードを使用するための国民健康保険中間サーバーの改修に係る補助金となっております。

次に、歳出を説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては3,975万8,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,742万1,000円、会計年度任用職員1名分の人件費209万9,000円、一般事務事業は1,023万8,000円でございますが、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料などとなっております。

15ページをお願いいたします。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金102万3,000円でございますが、国保連合会審査事務処理に係る一般負担金や保健事業に係る負担金などとなっております。

16ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料の賦課徴収事業476万9,000円でございます。保険料を徴収する相談員の委託料、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などとなっております。

17ページをお願いいたします。

第3項、第1目共に運営協議会費につきましては22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業のための15名、3回分の委員報酬となっております。

18ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては13億8,200万3,000円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費は1万円、第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費としまして997万7,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましても1,000円を計上いたしております。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料573万3,000円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などとなっております。

19ページをお願いいたします。

第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費2億3,143万2,000円、第2目の退

職被保険者等高額療養費1,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担金を給付するものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として50万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円でございますが、医療費分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その分に相当する額を助成するものでございます。20ページをお願いいたします。

第4項・出産育児諸費、第1目・出産育児一時金630万円は、出産15件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会を通して直接支払いするための経費4,000円でございます。

21ページを御覧ください。

第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費225万円は、葬祭費45件分を見込んだものとなっております。

22ページを御覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対し、県が町に交付金として支払うための財源として徴収するものでございます。

算定方法といたしましては、県が県内の保険給付費の見込みを立てて、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮いたしまして決定するもので、市町が三重県に対して納付金を納める形となっております。

その内訳といたしましては、第1項・医療給付費分、第1目の一般被保険者医療給付費分として3億2,427万7,000円、23ページの第2項・後期高齢者支援金等分、第1目の一般被保険者後期高齢者支援金分として1億1,451万4,000円、24ページの第3項、第1目共に介護納付金分として4,214万5,000円となっております。

25ページをお願いいたします。

第5款・保健事業費、第1項、第1目共に特定健康診査等事業費2,261万円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等に係る電算事務委託料、健診委託料などの経費となっております。

26ページをお願いいたします。

第5款、第2項共に保健事業費、第1目の保健衛生普及費670万5,000円につきましては、国民健康保険保健事業といたしまして、医療費通知に係る経費や脳ドック検診に係る経費を



計上いたしております。

27ページをお願いいたします。

第6款、第1項共に基金積立金の第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息となっております。

28ページをお願いいたします。

第7款、第1項共に公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子となっております。

29ページをお願いいたします。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の200万円は、保険料の過誤納付に対する還付金となっております。

30ページを御覧ください。

第9款、第1項、第1目共に予備費につきましては、昨年と同様の1,000万円でございます。

以上で、議案第34号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

#### 上村毅住民課長

続きまして、議案第35号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億610万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきまして予算に関する説明書で歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページを御覧ください。

第1款、第1項共に後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億1,678万1,000円と、第2目の普通徴収保険料5,781万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては3億3,596万6,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2目・保険基盤安定繰入金9,354万6,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては1,000円を計上いたしております。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金200万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた場合の還付金となっております。

次に、歳出につきまして、8ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費1,015万5,000円につきましては、職員人件費として1名分、1,001万3,000円、一般事務事業では関係法規の追録代など14万2,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

第2項、第1目共に徴収費62万4,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費となっております。

10ページをお願いいたします。

第2款、第1項、第1目共に後期高齢者医療広域連合納付金5億9,332万6,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものとなっております。

11ページをお願いいたします。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納に係る被保険者への還付金として歳入と同額を計上いたしております。

以上で、議案第35号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

#### 中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第36号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

令和2年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,716万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は3,600万円と定める。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は

883万3,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者収入696万7,000円と利用者収入186万6,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1億4,475万7,000円で、保険者収入1億2,310万2,000円と利用者収入2,165万5,000円であります。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は1,000円を計上するものであります。

7ページを御覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は2,194万7,000円であります。

第6款、第1項、第1目共に繰越金は歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

8ページを御覧ください。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

第2項・雑入、第1目・雑入は18万2,000円であります。会計年度任用職員雇用保険料等であります。

9ページをお願いいたします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は144万2,000円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億7,315万4,000円あります。

内容につきましては、職員人件費が職員10名分で6,624万1,000円、会計年度任用職員人件費は23名分で5,945万7,000円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は4,723万2,000円でありまして、嘱託医委託料、賄材料費等に加え、本年度は居住空間の環境整備として廊下改修工事等請負費571万9,000円を計上しております。

また、利用者育成事業は、夏祭り、クリスマス会等の執行経費22万4,000円あります。

続きまして、13ページを御覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業

費は396万6,000円で、短期入所生活介護に係る経費であります。

続きまして、14ページを御覧ください。

第4款、第1項共に公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円であります。

以上で、議案第36号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 平野隆久議長

次に、議案第37号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

#### 上野隆志水道課長

議案第37号 令和2年度紀北町水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数 8,570戸

第2号 年間総給水量 229万5,120m<sup>3</sup>

第3号 一日平均給水量 6,288m<sup>3</sup>

第4号 主な建設改良事業

相賀橋架替工事に伴う設計業務 1,100万円

上里地区配水管布設替工事(第3工区) 2,600万円

長島地区配水管布設替工事(第1工区) 1,500万円

呼崎地区配水管布設替工事 1,000万円

三浦地区配水管布設替工事(第8工区) 5,000万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 水道事業収益 4億1,729万円

第1項 営業収益 3億4,165万円

第2項 営業外収益 7,564万円

支出 第1款 水道事業費用 3億9,912万8,000円

第1項 営業費用 3億6,307万9,000円

第2項 営業外費用 3,571万円

第3項 特別損失 33万9,000円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,693万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額954万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,347万1,000円、建設改良積立金2,391万6,000円で補てんするものとする）。

収入 第1款 資本的収入 1億6,071万4,000円

第1項 負担金 350万円

第2項 補助金 6,611万4,000円

第3項 企業債 9,110万円

支出 第1款 資本的支出 3億1,764万7,000円

第1項 建設改良費 1億8,229万円

第2項 企業債償還金 1億3,535万7,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 上水道建設改良資金にあてるため

限度額 9,110万円

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費

の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 8,162万8,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,806万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、618万6,000円と定める。

令和2年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算の内容につきましては、予算実施計画説明書により説明させていただきます。

予算書の29ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は4億1,729万円で、前年度予定額に対しまして221万6,000円の減額となっております。

第1項・営業収益3億4,165万円、第1目・給水収益3億3,917万円は、水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益は248万円で、材料売却収益79万7,000円は、給水装置、工事用材料売却収益。

手数料20万9,000円は、指定給水装置工事事業者登録・更新手数料等。

雑収益147万4,000円は、水道加入分担金でございます。

30ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益は7,564万円、第1目・受取利息及び配当金は1,000円、第2目・補助金622万5,000円は、企業債償還利子に係る一般会計からの補助金でございます。

第3目・長期前受金戻入6,924万3,000円、第4目・雑収益は17万1,000円で、土地貸付料17万円等でございます。

31ページをお願いいたします。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億9,912万8,000円で、前年度予定額に対しまして774万1,000円の減額となっております。

第1項・営業費用3億6,307万9,000円、第1目・原水及び浄水費4,858万2,000円は、原水及び浄水設備の維持管理に係る費用でございます。

主なものといたしましては、委託料1,087万5,000円は、水質検査業務委託、水道施設保守点検費用等、動力費3,323万3,000円は、水源地電気代等でございます。

第2目・配水及び給水費1,821万2,000円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する費用等でございます。

主なものといたしましては、通信運搬費267万8,000円は、携帯電話及び専用回線の使用料。

32ページに移りまして、修繕費810万円は、給配水管の修繕工事などに、動力費269万4,000円は、加圧ポンプ所及び配水池の電気代等、材料費266万9,000円は、給配水管修繕用材料代でございます。

第3目・総係費1億296万6,000円は、水道料金の調定、収納事務ほか、人件費等を含めた事業活動全般に要する経費を計上しております。

主なものといたしましては、報酬368万2,000円は、水道水源保護審議会委員及び会計年度任用職員の報酬、給料4,039万4,000円は、職員10名分の給料、職員の手当等が1,650万3,000円、賞与引当金繰入額599万2,000円、33ページに移りまして、法定福利費1,170万2,000円は、職員10名及び会計年度任用職員2名分に係るものでございます。

委託料1,151万8,000円は、電算システムや検針・集金業務委託料等、会費負担金716万6,000円は、三重県市町総合事務組合への退職手当負担金等でございます。

34ページをお願いいたします。

第4目・減価償却費は1億8,943万1,000円、第5目・資産減耗費328万3,000円は、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却によるものなどでございます。

第6目・その他営業費用60万5,000円は、材料売却の原価でございます。

35ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用3,571万円、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費2,137万4,000円は、企業債利子の償還金2,136万4,000円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税は1,433万5,000円、第3目・雑支出は1,000円を予算措置しております。

第3項・特別損失33万9,000円、第1目・過年度損益修正損4万4,000円は、過年度水道料金の減免額、第2目・その他特別損失29万5,000円は、貸倒引当金繰入額でございます。

36ページをお願いいたします。



資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入は1億6,071万4,000円で、前年度予定額に対しまして3,227万円の増額となっております。

第1項・負担金、第1目・負担金350万円は、消火栓設置工事負担金7基分でございます。

第2項・補助金、第1目・補助金は6,611万4,000円で、内訳といたしましては、一般会計補助金5,183万9,000円は、企業債償還元金に係る補助金、県補助金1,427万5,000円は、建設改良事業の補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債9,110万円は、建設改良工事に係る上水道事業債の借入れでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は3億1,764万7,000円で、前年度予定額に対しまして4,003万2,000円の増額となっております。

第1項・建設改良費1億8,229万円、第1目・上水道改良費は1億6,217万5,000円で、主なものといたしましては、委託料1,200万円は、相賀橋架替工事に伴う設計業務1,100万円等でございます。

工事請負費1億4,140万円は、上里地区配水管布設替工事（第3工区）2,600万円、長島地区配水管布設替工事（第1工区）1,500万円、呼崎地区配水管布設替工事1,000万円、三浦地区配水管布設替工事（第8工区）5,000万円などがございます。

人件費につきましては、設計技師1名分、合計877万5,000円を計上させていただいております。

38ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は2,011万5,000円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費1,961万5,000円は、三浦浄水場設備更新事業500万円、量水器取替事業672万1,000円、取替量水器購入費489万4,000円等でございます。

第2項・企業債償還元金、第1目・企業債償還元金は1億3,535万7,000円で、企業債元金の償還に係るものでございます。

以上で、議案第37号 令和2年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 平野隆久議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

---

**平野隆久議長**

お諮りします。

ただいまの説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、明日3月4日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月4日、水曜日の本会議で行うことに決定しました。

---

**平野隆久議長**

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 4時 25分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 6 月 9 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

宮地 忍

紀北町議会議員

田島明良